

事 業 概 要

平 成 24 年 度

広島県西部東厚生環境事務所

広島県西部東保健所

目 次

I	概況	
1	管内の概況	1
2	管内図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務内容	4
	(1) 行政組織	4
	(2) 沿革	5
5	常設の相談等の実施計画	6
	(1) 健康相談日	6
	(2) 保健所サテライト	6
II	主要事業の概要	
1	地域保健福祉対策	7
	(1) 情報収集管理	7
	(2) 人材育成と資質の向上	7
	(3) 圏域地域保健対策協議会	7
2	高齢者保健福祉対策	7
	(1) ひろしま高齢者プランの推進	7
	(2) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進	7
	(3) 地域支援（介護予防）事業の推進	7
3	身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策	7
4	母子（寡婦）福祉対策	8
5	医療対策	8
	(1) 医療施設対策	8
	(2) 救急医療対策	8
	(3) 圏域医療計画の推進	8
6	健康増進・栄養改善対策	8
	(1) 健康ひろしま21圏域推進事業	8
	(2) 栄養改善対策	9
7	感染症予防対策	10
	(1) 感染症対策事業	10
	(2) 結核予防対策事業	10
	(3) エイズ対策事業	10
	(4) 肝炎対策事業	10
8	毒ガス障害者対策	11
9	歯科保健対策	11
10	精神保健福祉対策	11
	(1) 自殺対策推進事業	11
	(2) 精神障害者地域移行支援事業	11
	(3) うつ病等専門相談	11
	(4) ひきこもり相談事業	12
	(5) 関係者研修	12
	(6) その他	12
11	難病対策	12
	(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業	12
	(2) 難病相談事業	12
	(3) 訪問相談事業	12
	(4) アレルギー疾患相談事業	12
12	母子保健対策	12
	(1) 自立支援医療（育成医療）給付事業	13
	(2) 不妊治療支援事業	13
	(3) 長期療養児療育相談指導事業	13
	(4) 育児支援関係機関連絡協議会事業	13
13	食品衛生対策	13
	(1) 監視指導	13
	(2) 食中毒予防対策	13
14	生活衛生対策	14
15	水道対策	14
16	狂犬病予防対策	14
17	薬事対策	14
	(1) 医薬品対策	14
	(2) 毒物・劇物対策	14
	(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策	14
	(4) 家庭用品対策	15

(5) 医薬分業の現状	15
(6) 献血対策	15
(7) 薬物乱用防止対策	15
18 環境保全対策	15
(1) 大気汚染防止対策	15
(2) 水質汚濁防止対策	15
(3) 化学物質対策	15
(4) 公害苦情事案への対応	16
19 廃棄物対策	16
(1) 一般廃棄物対策	16
(2) 産業廃棄物対策	16
(3) 普及啓発・環境学習	16
Ⅲ 資料	
1 管内の状況 一覧	17
2 人口(人口動態)	19
(1) 人口動態総覧(市町・年次別)	20
(2) 主要死因別死亡者数	21
(3) 主要死因別標準化死亡比	22
3 事業の実施状況	23
<u>地域保健福祉対策</u>	
(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	23
(2) 衛生教育の実施状況	23
(3) 市町指導の状況	24
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	24
<u>地域福祉活動対策</u>	
民生委員・児童委員の状況及び内容別相談、支援状況	25
<u>高齢者保健福祉対策</u>	
(1) 老人クラブの状況	26
(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(措置分)入所者の状況	26
(3) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)	27
(4) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)	28
<u>身体障害者(児)・知的障害者(児)福祉対策</u>	
(1) 身体障害者(児)の数	29
(2) 知的障害者(児)の数	30
<u>母子(寡婦)福祉対策</u>	
(1) 母子福祉資金の貸付状況	31
(2) 寡婦福祉資金の貸付状況	32
<u>医療対策</u>	
(1) 病院・診療所の状況	33
(2) 立入検査及び使用許可件数	33
<u>健康増進・栄養改善対策等</u>	
(1) 給食施設等の指導状況	34
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況	35
(3) 栄養・運動等指導の実施状況	35
(4) 健康増進事業実施状況	36
<u>感染症対策</u>	
(1) 感染症発生状況	37
(2) 結核の状況	38
(3) 感染症発生に伴う指導状況	41
(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況	41
(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況	41
(6) 健康教育実施状況	42
(7) 肝炎相談件数及び肝炎インターフェロン治療受給者証等交付状況	42
<u>歯科保健対策</u>	
(1) 相談事業の状況	43
(2) 市町指導・支援の状況	43
<u>精神保健福祉対策</u>	
(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	44
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	44
(3) 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況	44
(4) 相談指導実施状況	45
(5) 家庭訪問指導状況	45
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	46
<u>難病対策等</u>	
(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況	47
(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	49

(3) 相談事業の実施状況	50
(4) 電話相談及び面接相談等の状況	50
(5) 家庭訪問指導の状況	50
(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況	51
(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況	51
(8) アスベスト相談状況	52
母子保健対策	
(1) 養育医療給付受給者数	53
(2) 長期療養児療育相談事業の状況	53
(3) 自立支援医療（育成医療）給付受給者数の状況	54
(4) 不妊治療費助成の申請状況	54
食品衛生対策	
(1) 施設数の状況	55
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	57
(3) 食品衛生監視指導状況	58
(4) 食品収去検査状況	60
(5) 集団食中毒発生状況	60
生活衛生対策等	
(1) 水道施設の監視状況	61
(2) 狂犬病予防業務の状況	61
薬事対策	
(1) 薬事等監視指導状況	62
(2) 毒劇物監視指導状況	62
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	63
(4) 医薬品収去検査状況	64
(5) 家庭用品の試買検査状況	64
(6) 献血状況	64
環境保全対策	
(1) 公害関係特定施設の状況	65
(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況	65
(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況	66
(4) 公害苦情事案の取扱状況	66
(5) 水質事故事案の取扱状況	66
(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表	67
(7) 環境調査の実施状況	68
廃棄物対策	
(1) 産業廃棄物処理業許可状況	69
(2) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	70
(3) 産業廃棄物処理施設設置状況等	70
(4) 産業廃棄物関係立入指導等状況	71
(5) 産業廃棄物に係る協議等	72
その他の資料	
管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	73

I 概 況

1 管内の概況

管轄区域は、竹原市、東広島市、大崎上島町の2市1町で、本県のほぼ中央に位置する賀茂台地、瀬戸内海沿岸、島しょ部から構成されており、面積は約797km²で、県土の約9.4%を占めている。

地形的には、旧安芸津町を除いた東広島市からなる賀茂台地は、標高200m～400mの盆地と丘陵により形成され、比較的平坦地に恵まれている。竹原市、旧安芸津町からなる沿岸部及び大崎上島町の島しょ部は、標高300m～500mの山々が海岸線近くまで迫っており、河川沿い及び沿岸部に小規模な平坦地が分布している。また、一級河川として、太田川水系、江の川水系の2水系、二級河川として、黒瀬川水系、瀬野川水系、沼田川水系、賀茂川水系など12水系がある。

管内の人口は、平成24年3月31日現在215,735人(住民基本台帳年報)で、人口密度は約271人/km²である。

気候条件は、台地部では内陸的気候で、夏冬の気温格差が大きいのに対し、沿岸部・島しょ部は、瀬戸内海気候特有の温暖・少雨となっている。

交通は、JR山陽本線・呉線・山陽新幹線と、国道2号・山陽自動車道・国道486号・185号が東西を貫き、国道375号・432号が、南北を貫いている。

更に、高規格幹線道路である東広島呉自動車道や国道2号安芸バイパス・東広島高田道路の整備が進められている。

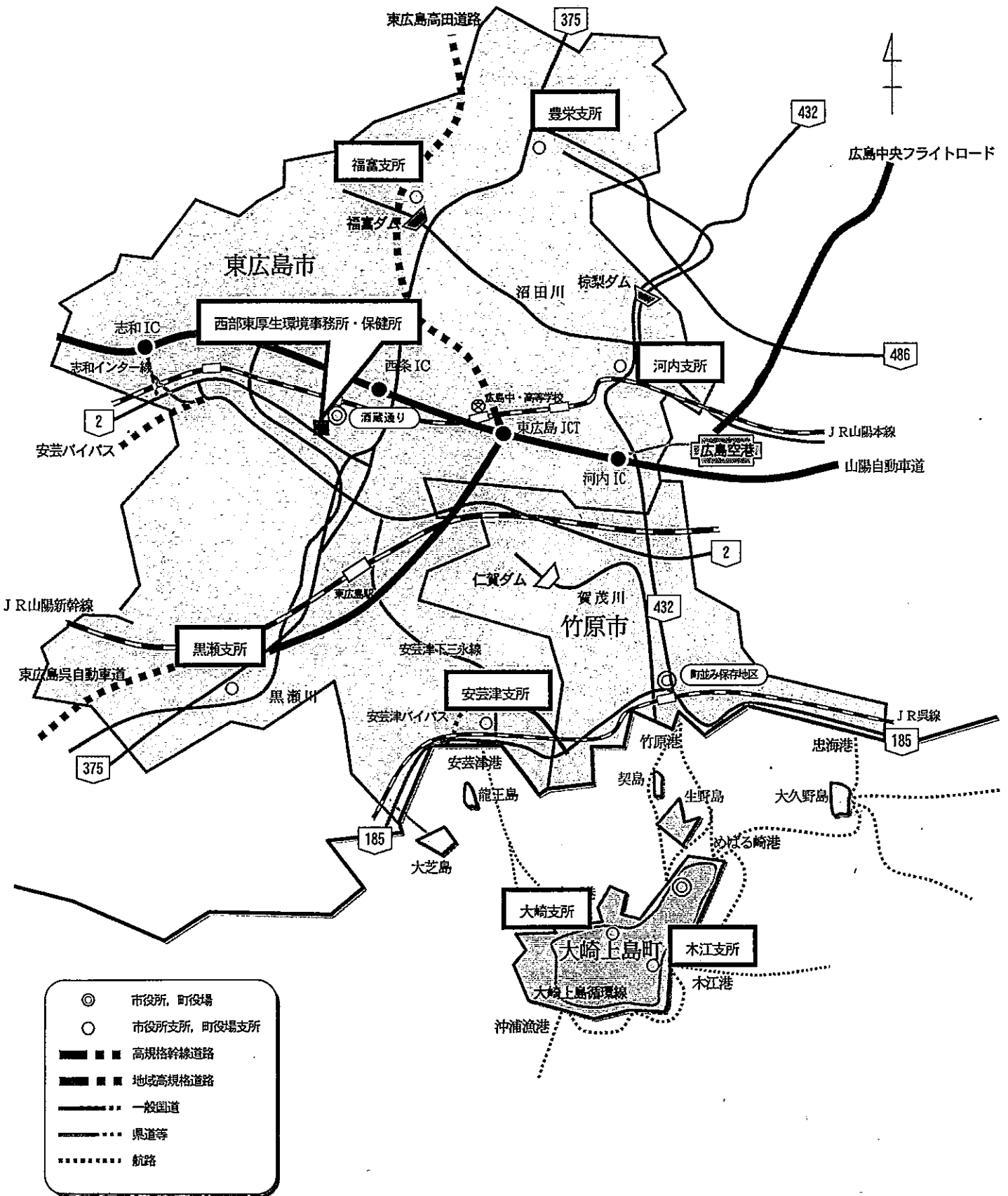
また、当地域に隣接する広島空港へは、山陽自動車道河内インターチェンジから7分程度となっている。航路については、安芸津港・竹原港・忠海港から、島しょ部へフェリー、高速船などが多数運行されており、内海航路が発達している。

就業者構成は、第1次産業5.9%、第2次産業31.3%、第3次産業62.8%(平成22年国勢調査)となっており、平成17年と比較した実数の増減では、各市町とも第1次産業及び第2次産業が減少し、東広島市で第3次産業が増加している。

このほか、当地域には、広島大学・近畿大学工学部・広島国際大学(東広島キャンパス)、エリザベト音楽大学西条分校、広島商船高等専門学校が立地するなど、高等教育機能が充実している。また、東広島市の広島中央サイエンスパーク内には、広島県産業科学技術研究所を始めとする県の研究・産業支援機関、(独)酒類総合研究所及び民間企業の研究所などの試験研究施設や、(独)国際協力機構(JICA)中国国際センターなどの国際交流施設の集積が進んでいる。竹原市、東広島市安芸津町には(独)農業・生物系特定産業技術研究機構果樹研究所ブドウ・カキ研究拠点や広島県栽培漁業センターなど、農業、漁業、生物分野の試験研究機関が設置されている。

※(独)は、独立行政法人の略称である。

2 管内図



3 市町別主要指標

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
面 積 (K m ²)	796.92	118.30	635.32	43.30
世 帯 数	91,969	12,794	74,937	4,238
総 人 口	215,735	28,667	178,802	8,266
0 ~ 4 歳	10,244 (4.7)	884 (3.1)	9,189 (5.1)	171 (2.1)
5 ~ 9 歳	10,057 (4.7)	1,009 (3.5)	8,847 (4.9)	201 (2.4)
10 ~ 14 歳	10,722 (5.0)	1,214 (4.2)	9,262 (5.2)	246 (3.0)
15 ~ 19 歳	11,715 (5.4)	1,362 (4.8)	9,790 (5.5)	563 (6.8)
20 ~ 24 歳	12,236 (5.7)	1,142 (4.0)	10,902 (6.1)	192 (2.3)
25 ~ 29 歳	11,812 (5.5)	1,109 (3.9)	10,509 (5.9)	194 (2.3)
30 ~ 34 歳	13,174 (6.1)	1,265 (4.4)	11,671 (6.5)	238 (2.9)
35 ~ 39 歳	15,853 (7.3)	1,699 (5.9)	13,805 (7.7)	349 (4.2)
40 ~ 44 歳	15,041 (7.0)	1,632 (5.7)	13,049 (7.3)	360 (4.4)
45 ~ 49 歳	12,720 (5.9)	1,567 (5.5)	10,812 (6.0)	341 (4.1)
50 ~ 54 歳	12,444 (5.8)	1,628 (5.7)	10,408 (5.8)	408 (4.9)
55 ~ 59 歳	12,921 (6.0)	1,912 (6.7)	10,531 (5.9)	478 (5.8)
60 ~ 64 歳	17,460 (8.1)	2,757 (9.6)	13,895 (7.8)	808 (9.8)
65 ~ 69 歳	13,433 (6.2)	2,315 (8.1)	10,348 (5.8)	770 (9.3)
70 ~ 74 歳	11,038 (5.1)	2,057 (7.2)	8,254 (4.6)	727 (8.8)
75 ~ 79 歳	9,402 (4.4)	1,894 (6.6)	6,744 (3.8)	764 (9.2)
80歳以上	15,463 (7.2)	3,221 (11.2)	10,786 (6.0)	1,456 (17.6)
人 口 密 度	270.7	242.3	281.4	190.9

(注1) 面 積…「平成23年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

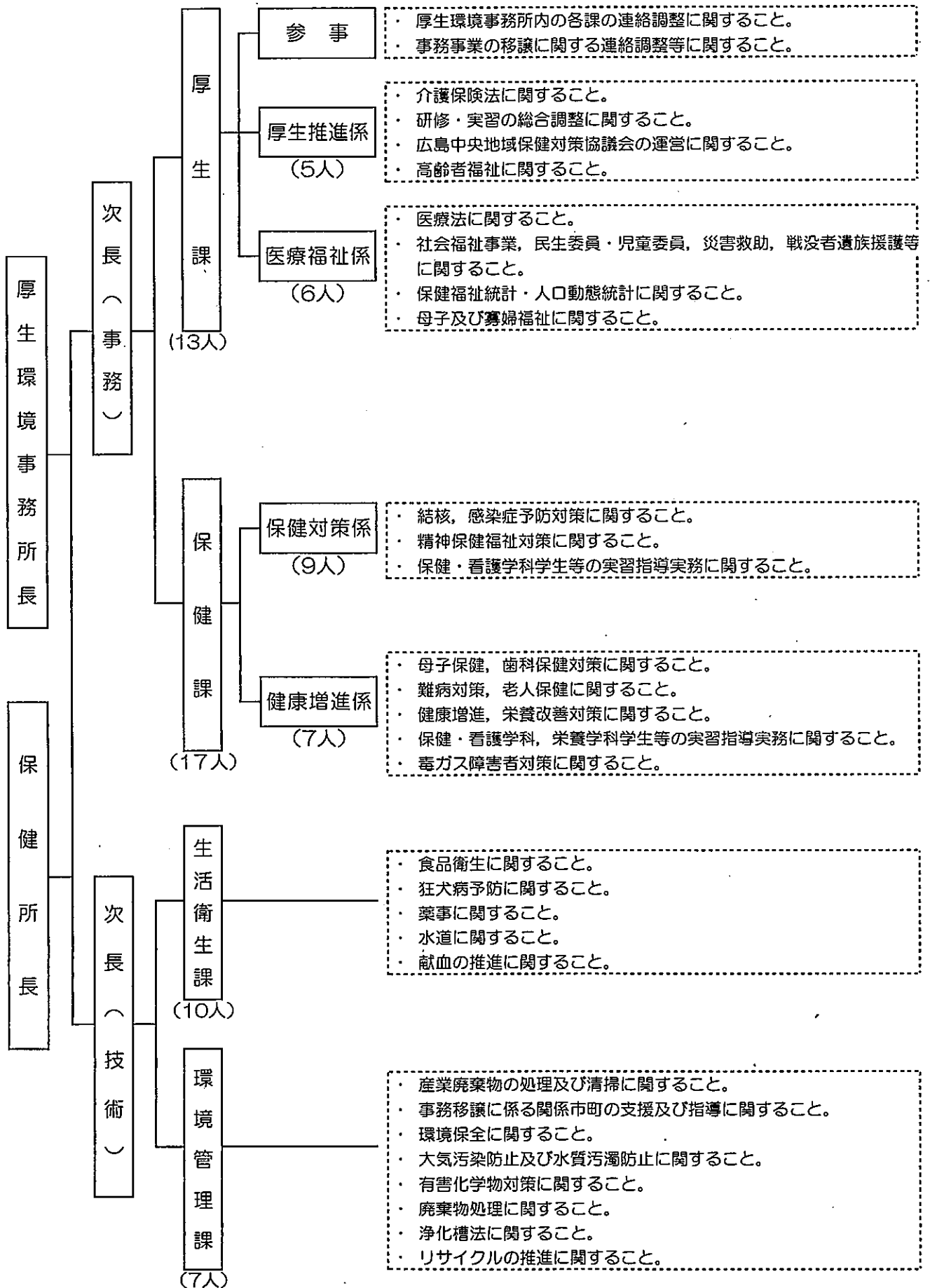
(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成24年3月31日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

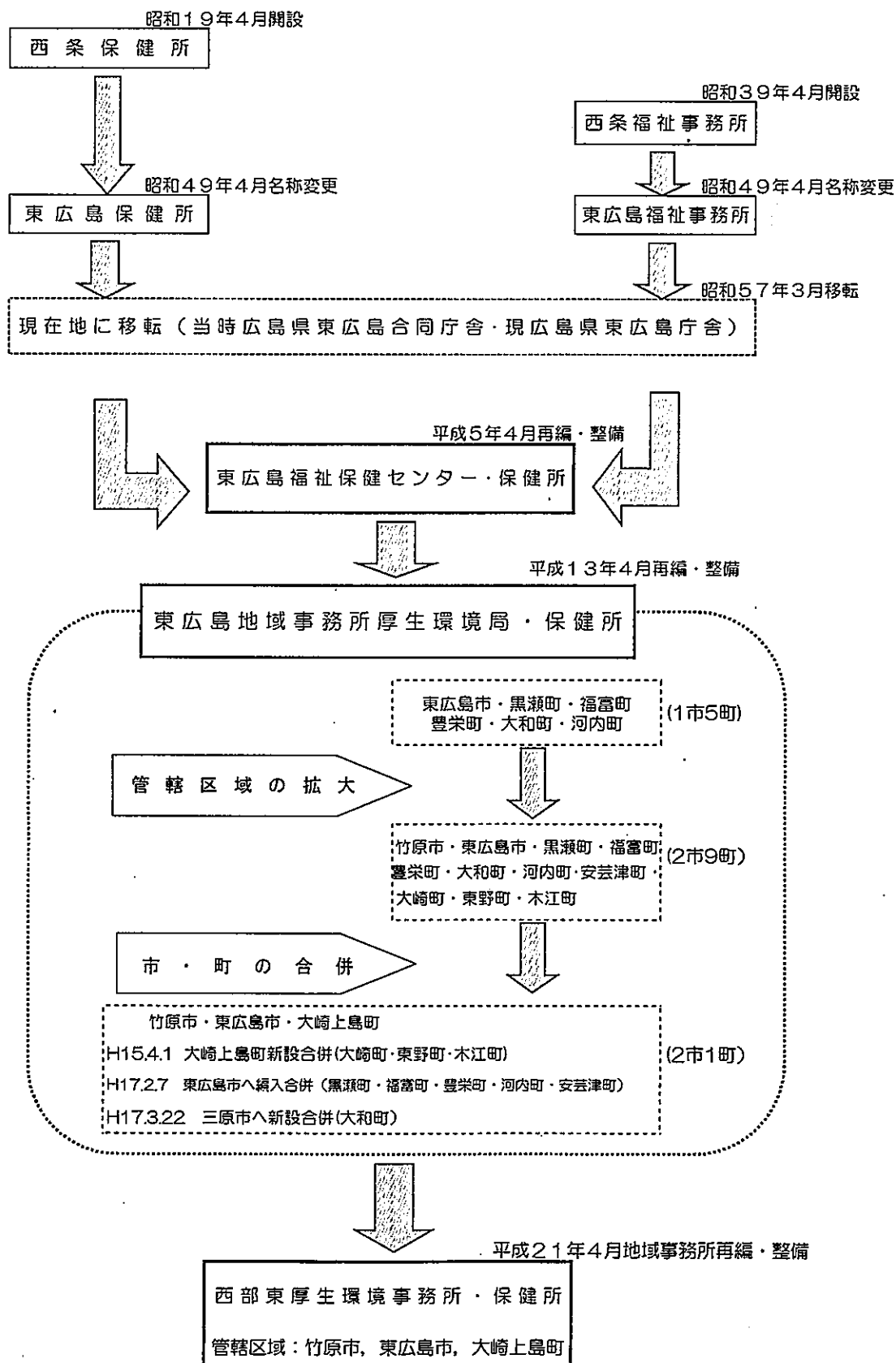
(注4) 人口密度…総人口/面積

4 行政組織・業務内容

(1) 行政組織



(2) 沿革



5 常設の相談等の実施計画

(1) 健康相談日

(平成24年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
精神	うつ病等専門相談	偶数月第3火曜日	13:30~15:30	西部東保健所	予約制
	ひきこもり専門相談	5月・9月・1月第2木曜日, 7月・3月第4金曜日, 11月第3水曜日	13:30~15:30	西部東保健所	予約制
エイズ	H I V 抗体検査	毎月第1,3火曜日	9:00~11:30	西部東保健所	予約制
アレルギー	アレルギー疾患相談	開庁日	8:30~17:00	西部東保健所	予約制
肝炎対策	肝炎ウイルス検査	第2火曜日	9:30~11:30	西部東保健所	予約制

(2) 保健所サテライト

(平成24年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
生活衛生	食品・薬事相談	毎月第1火曜日	10:00~15:00	竹原市民館	

Ⅱ 主要事業の概要

20

1 地域保健福祉対策

医療制度改革や介護保険制度の改正，地方分権の推進等，保健・医療・福祉サービス提供システムや行政システムの変革に対応しながら，誰もが安心して，健康で充実した生活を送ることのできる地域づくりを推進するため，市町の政策形成を支援している。

(1) 情報収集管理

地域保健福祉の向上を図るため，保健福祉統計情報等の収集管理に努め，重要な行政資料とするとともに，市町の求めに応じて情報提供を行っている。

(2) 人材育成と資質の向上

人口構造や産業構造の急速な変化に伴い，保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており，これらに対応する人材育成と資質の向上が大きな課題となっている。このため，保健福祉関係大学等養成機関の学生の実習指導や医師臨床研修を実施している。

(3) 圏域地域保健対策協議会

人口の少子・高齢化，産業構造及び社会情勢の変化を背景に，医療制度改革や介護保険制度の改正等，保健・医療・福祉サービス提供システムや行政施策は大きな変革の時期となっている。

広島中央地域保健対策協議会は，地区医師会，地区歯科医師会，薬剤師会，社会福祉協議会，公的病院，市町，保健所等関係団体で構成し，変革に対応した保健・医療・福祉の推進のため，地域保健医療計画，健康ひろしま21圏域計画の作成及び医療連携体制の構築等の協議検討を行うほか，専門部会や研修会の開催及び知識普及活動等積極的な事業展開を図っている。

2 高齢者保健福祉対策

高齢者が，住み慣れた地域で生涯を通じて安心して生活できるよう，高齢者サービスの充実を図るとともに，健康で生きがいをもって社会参加できるよう支援している。

(1) ひろしま高齢者プランの推進

「ひろしま高齢者プラン（平成24～26年度）」に基づき，市町老人福祉計画・介護保険事業計画が円滑に推進されるよう，市町に対し支援・指導を行っている。

(2) 介護サービスの質の確保・向上と介護給付の適正化の推進

利用者の自立支援に必要なサービスが的確・適切に提供されるよう，指定居宅（介護予防）サービス等の事業者指定審査及び計画的な事業者実地指導を行うほか，保険者指導等を実施している。

(3) 地域支援（介護予防）事業の推進

地域ケアの拠点となる地域包括支援センターの運営や介護予防事業の実施など，市町の地域支援事業が効果的に実施されるよう必要な支援を行っている。

3 身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策

「障害者の自立した社会生活」と「人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域

社会」の実現に向けて、障害者自立支援法に基づき平成19年3月に策定された広島県障害福祉計画（第2期を平成21年3月策定）に沿って、障害者施策の計画的推進を図っている。

障害者が家庭や地域社会において生活できるよう、市町が実施する各種福祉サービスの充実を支援するとともに、障害者自立支援法が円滑に運営されるよう市町・事業者に必要な助言指導を行う。

4 母子（寡婦）福祉対策

母子家庭の母及び寡婦等の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付けを行っている。

平成23年度の新規貸付は、母子福祉資金70件 27,840千円、寡婦福祉資金6件 3,670千円であった。

5 医療対策

(1) 医療施設対策

医療施設における適正な医療の確保を図るため、医療法第25条の規定に基づき、病院、診療所の立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備、医療の安全管理等の指導を行っている。

(2) 救急医療対策

○ 初期救急医療

休日夜間救急センターとして、竹原市休日診療所及び東広島市休日診療所が設置されている。

また、休日及び夜間の在宅当番医制が市町において実施され、充実が図られている。

○ 二次救急医療

初期救急医療施設で対処できない重症患者（二次救急患者）を診療し、あるいは入院治療するため、病院群輪番制方式により7病院が対応している。

なお、現在、インターネットに対応した広島県救急医療情報ネットワークシステムが運用されており、医療機関情報・夜間休日の医療提供体制などの情報が提供されている。

(3) 圏域医療計画の推進

平成20年3月に策定された「広島中央圏域医療計画」に基づいて、計画の推進を図っており、周産期医療対策として平成24年3月に東広島医療センター内に周産期医療部門が整備された。今後は、地域周産期母子医療センターへの指定を目指し、体制の充実強化を図る。

6 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康ひろしま21圏域推進事業

「健康ひろしま21 広島中央圏域計画」に基づき、「生活習慣病の予防」、「糖尿病等の予備群の減少」、「健康増進施策の効果的な推進」、「安心できる子育て環境の確保」を重点課題に、次のとおり生涯を通じた継続的な健康管理の支援体制づくりを推進している。

また、今年度は現行計画の改定年度となっており、新たな計画策定の取組を行っている。

ア 健康ひろしま21 圏域計画策定事業

市町、産業医、商工会、食生活改善推進員団体等で構成されたワーキング会議において、圏域の現状分析や課題の抽出を行い、計画案を作成する。

イ 喫煙防止対策事業

市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、教育委員会等で構成された、喫煙防止対策検討会において、「ひろげよう たばこの煙のない環境」をテーマに、禁煙週間には街頭キャンペーンや禁煙相談会を実施している。また、妊産婦向けの受動喫煙に関するリーフレットの作成、未成年者（特に未就学児）等に対して保育園等での健康教育、関係者への研修会を実施し、禁煙対策を推進している。

ウ 食育推進事業

食育に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、食育推進圏域連絡会議を設置し、食育推進のネットワーク化を図るとともに、各市町の食育推進計画作成支援等を行っている。

今年度も各市町において、「食育活性化支援事業」に取組み、地域特性を生かすことにより、食育の一層の推進を図る。

エ 健康生活応援店推進事業

健康ひろしま21の理念に賛同し、たばこ・食生活・運動等に関して健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、健康的な生活の水準と健康に配慮した環境整備を推進している。

今年度は、受動喫煙防止対策として飲食店等の禁煙・分煙を推進するため、健康生活応援店（禁煙・分煙施設）の普及拡大を目指し戸別訪問などに、取り組んでいる。

(2) 栄養改善対策

ア 人材育成及び健康づくり支援

市町において、計画的かつ効果的な栄養改善事業を推進するために、健康づくり従事者を対象に研修会等を通じて支援するとともに、市町栄養士の配置を働きかけている。

また、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員等関係団体の支援を行っている。

イ 特定給食施設指導

管内特定給食施設等において、適切な栄養管理・衛生管理及び食育の推進が行われるように給食施設の従事者を対象に集団指導及び個別指導を実施している。

ウ 栄養表示・誇大表示指導

加工食品の栄養成分表示に関して消費者の意識啓発を図るとともに、食品の製造加工事業者等に対しては、適切な表示を行うように指導を行っている。

7 感染症予防対策

(1) 感染症対策事業

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の人権に配慮した迅速かつ確な対処を図るとともに、二次感染の防止に努めている。

また、感染症発生動向調査事業による流行の予測・解析情報の提供や予防対策を行い、感染症発生時における積極的疫学調査や保健指導等により感染の拡大防止に努めている。

なお、平成21年に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成23年3月31日付けで季節性インフルエンザ（「インフルエンザ（H1N1）2009」）として取扱うこととされ、その対策も通常のインフルエンザ対策に移行した。

今後も周期的な流行や感染力の強い新型インフルエンザの発生が懸念されており、常にこれに備えておくために、発生に備えた体制整備が必要である。このため、対応能力の向上を目的とした実地訓練を引き続き実施していく。

さらに、「広島中央地域感染症（新型インフルエンザ等）対策協議会」で、地区医師会等の関係機関と連携し、新型インフルエンザ及び感染症全般の最新知識の研鑽及び医療体制等対策を検討していく。

(2) 結核予防対策事業

結核患者発生時、早期の患者面接や医療機関関係者への積極的疫学調査により感染源の究明や患者の接触者の把握等を行い、患者発見と感染拡大防止を目的に接触者健康診断を実施している。

結核患者に対して地域DOTS事業を実施し、確実な服薬管理を行い、結核のまん延を防止するとともに多剤耐性結核の発生を予防している。更に、治療終了後の患者管理を行い、再発防止に努めている。

(3) エイズ対策事業

HIV感染者及びエイズ患者の新規報告数は全国・広島県とも年々増加傾向にある。

エイズの蔓延防止のため、HIV抗体検査（匿名・無料）や、電話・面接相談等を行っている。また、若年層のHIV感染者・エイズ患者の増加という喫緊の課題に対処するために、医療・教育・民間・行政等の関係者で構成した「HIV感染症予防対策協議会」において、効果的な事業実施をするための協議を行ったり、高等学校等での健康教育や大学での出前HIV抗体検査など、啓発活動を実施している。

その他、学校関係者等との連携の強化や、予防教育の拡大・浸透を図るため、高校生等を対象に勉強会を行い、大学祭や高等学校等での健康教育においてピアエドゥケーター*として予防啓発活動を実施している。

*エイズ・ピアエドゥケーションとは、ピア（仲間）が同じ年代で価値観をともに感じあえる者どうしの若者に、エイズに関する知識を伝えて「性・命の大切さ」について一緒に考えていく活動である。ピアエドゥケーションの実施者がピアエドゥケーターである。

(4) 肝炎対策事業

B型及びC型肝炎ウイルス持続感染者（キャリア）は、長い経過の後、肝硬変、肝がん¹に進行していくため、そのキャリアを早期発見するために、無料の肝炎検査を実施し、

肝炎検査の陽性者（県内委託医療機関実施分を含む）については、市町と連携して保健指導を行っている。

また、B型及びC型ウイルス性肝炎の治療として、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を早期に促進するため、ウイルス肝炎治療費の助成を行うとともに、肝炎についての相談や保健指導を実施して、肝炎についての不安の軽減に努めている。

8 毒ガス障害者対策

旧大久野島毒ガス工場従事者等の、健康管理手帳所持者（平成24年3月末現在818人）や医療手帳所持者（平成24年3月末現在544人）に対して、健康診断が更に必要な場合には、精密検査を実施し、該当者には各種手当が支給されている。また、毒ガス障害者相談員を配置し、生活相談等に応じている。

9 歯科保健対策

「生涯を通じた歯・口の健康づくり」を推進するため、厚生労働省が提唱する8020運動を推進している。このため、「歯の衛生週間(6月4日～10日)」行事として、はつらつ家族表彰等を実施している。また、地区歯科衛生連絡協議会等の関係機関と連携しながら、普及啓発事業など地域における歯科保健活動を実施している。

10 精神保健福祉対策

精神保健福祉については、平成5年の障害者基本法や平成11年「精神保健福祉法」の改正により、精神障害者の社会復帰の促進と、これを支える医療・福祉の総合的な関わりが一層重要となった。また、平成16年10月に「改革のグランドデザイン案」が提示され、平成18年4月、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、「障害者自立支援法」が施行された。

精神保健福祉対策の総合的な推進を図るために次の事業を実施している。

(1) 自殺対策推進事業

総合的な自殺対策を推進するため、関係機関による連絡会議を開催するとともに、地域で「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を目的とした研修会を実施した。また、自殺と関連が深い「うつ病」の早期発見・早期治療のための、かかりつけ医と専門医の連携体制整備を目的とした、地域医療連携事業を開始し、協議している。

(2) 精神障害者地域移行支援事業

平成19～22年度に、県事業が終了した後、地域の精神保健・医療・福祉専門機関の専門職を中心に構成した「精神保健福祉の向上と地域生活支援に関する検討会」を、社会資源の異なる市町単位での地域移行、地域定着事業の課題等について、広域的な連携、助言、指導、情報提供を行う場として開催し、協議している。

(3) うつ病等専門相談

うつ病等の疑いのある者及び家族等に対して、精神科医師及び保健師による相談指導を

行い、早期受診、早期治療の促進を図り、うつ病等の正しい知識の啓発と対処法を指導している。

(4) ひきこもり相談事業

さまざまな要因によって社会的なひきこもり状態の者やその家族等を対象に、専門医による相談を実施している。さらに自助グループ育成に向けて「家族のつどい」を開催し、他の家族との交流を図っている。また、「ひきこもり」問題の理解と対応について学び、関係者相互の連携を深め、地域のサポート力を高めるために研修会を開催している。

(5) 関係者研修

管内精神保健福祉関係機関の担当者を対象にした研修を開催し、担当者の知識と技術の向上を図り、地域精神保健福祉の向上と精神障害者の地域生活支援を推進している。

(6) その他

精神保健福祉法に基づく事業、障害者自立支援法等により、再発防止と社会的自立の支援を行っている。また、市町が行っている精神保健福祉事業や処遇困難事例などについて、要望に基づき助言及び支援を行っている。

1 1 難病対策

(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業

特定疾患及び小児慢性特定疾患については、医療費の公費負担を行い経済的負担の軽減を図っている。

(2) 難病相談事業

原因が不明で治療法が未確立な在宅難病患者の負担の軽減を図り、在宅療養を支援するため、患者・家族及び福祉関係者等を対象とした相談会や講演会を実施し、保健・医療・福祉制度について情報提供を行っている。

患者・家族の会の育成については、「消化器系、神経系、膠原病系難病患者・家族の集い」(AHPの会)の支援を行っている。

また、小児難病講演会と交流会を難病対策センターと共催で実施し、保護者間の情報交換や、関係者の協力体制を図っている。

(3) 訪問相談事業

在宅の重症難病患者、特に神経系難病患者・家族の精神的負担の軽減を図るとともに、療養生活の諸問題に対応するため、保健師等が家庭訪問を行い相談に応じている。

(4) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患に関する情報が氾濫する中で、正しい情報の選択が困難な状況にある。このため日常生活に不安のある者に対し、健康相談を実施している。また、支援関係者に対し正しい知識を習得し、資質の向上を図るため研修会等を開催している。

1 2 母子保健対策

地域の母子保健対策の推進に向け、「健やか親子21・ひろしま」「みんなで育てることも夢プラン」に基づいて市町と連携し、広域的・総合的な取り組みや、専門的保健サービ

スを実施している。

(1) 自立支援医療（育成医療）給付事業

身体に障害を有するか、現存する疾患をそのまま放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の者に対し、必要な医療の給付を行い経済的負担の軽減を図っている。

(2) 不妊治療支援事業

次世代育成支援対策の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成している。

(3) 長期療養児療育相談指導事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対し、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図るため、療育相談を実施している。

(4) 育児支援関係機関連絡協議会事業

平成18年度から産婦人科医、小児科医、精神科医、助産師、市町保健師等で構成する「育児支援関係機関連絡協議会」を設置し、虐待未然防止のための「育児支援連携システム事業」により、医療機関と市町との連携によるハイリスク家庭への育児支援を行い、虐待予防を図っている。

1.3 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化、物流の広域化・国際化に対応するために、生産から製造・加工・流通・消費にいたる一貫した食品安全確保対策を推進し、総合衛生管理の視点から関係部局との連携を強化するとともにリスク管理としての食品衛生対策を推進している。

学校給食施設や老人・乳幼児等のハイリスクグループを対象とした集団給食施設、大量調理を行う仕出し弁当業及び広域流通食品を製造する施設に対して重点監視指導を実施し、食中毒予防や被害拡大防止を図っている。

食中毒等の食品事故や感染症に即応し、健康被害の探知・医療対策・原因調査・防疫・保健対策を機動的に行うため、所内に食中毒・感染症対策班を設置している。

違反・不良食品の排除のため、456件の収去検査を実施した。なお、平成23年の集団食中毒は1件発生し有症者は14人であった。

(1) 監視指導

平成23年度の監視対象施設総数は、5,888施設。うち許可を要する施設数3,812、許可を要しない施設数2,076であり、監視指導計画に基づき設定した目標監視件数は4,545件で、実際の監視件数は2,062件（監視率45%）であった。

(2) 食中毒予防対策

調理従事者等に対する食品衛生講習会を延べ64回、1,855人に実施した。

今後も、調理従事者等に対し、食中毒予防の啓発活動を推進するため、食品衛生講習会を積極的に開催する。

1.4 生活衛生対策

住民の日常生活に極めて深い関係にある旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等生活衛生関係事務は、市町に移譲している。

なお、市町が施設の立入検査等を実施する際には、必要に応じ監視指導の技術支援を行っている。

1.5 水道対策

水道施設は、上水道2施設、簡易水道7施設が整備されている。このうち監視対象施設は、上水道1施設、簡易水道7施設である（国認可の東広島市上水道を除く）。

水道普及率は86.5%（平成23年3月現在。以下同じ。）で、県水道普及率の93.7%と比較して低くなっている。

このため、管内市町と水道整備計画について協議し、水道の普及に努めている。

また、水道関係施設に立入検査し、安全で良質な水の安定的な確保及び水道施設の適正な維持管理体制の構築について、指導している。

なお、専用水道・簡易専用水道に関する事務については市町に移譲している。

1.6 狂犬病予防対策

平成12年4月から飼い犬の登録・狂犬病予防注射が市町の事務となったため、円滑な運営に資するため獣医師会等との連絡調整に努めている。

1.7 薬事対策

(1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性確保のため、その適切な管理、取り扱い、不良・不正医薬品等の排除などに重点をおき、薬局、医薬品等の販売業及び業務上取り扱う施設を監視指導するとともに、医薬品の収去検査を実施している。

また、医薬品情報の提供の徹底を指導するなど医薬品の適正使用の推進を図っている。

医薬品類似形態食品（いわゆる健康食品）については、健康被害の発生を防止するため販売方法、広告、表示の実態調査や監視指導を行っている。

(2) 毒物・劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に立入検査し、保管管理等取り扱い、譲渡手続き等について監視指導を実施している。

(3) 麻薬、向精神薬、覚せい剤、大麻、けし対策

ア 立入検査等

医療機関、薬局等に対し、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の保管、管理、記録等について監視指導を実施している。

イ 大麻・けし対策

5～6月の「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に管内を巡視するとともに、ポスター・チラシ等によって住民の啓発に努めている。

(4) 家庭用品対策

家庭用品に使用されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施している。

(5) 医薬分業の現状

広島県の医薬分業は、近年、急速な進展をみているが、その態様は特定の医療機関の処方せんが特定の薬局に集中するマンツーマン分業が主体となっている。

患者に、よりメリットのある医薬分業を推進するには、患者が自ら選択した「かかりつけ薬局」で一般用医薬品を含めた薬歴管理、十分な服薬指導が受けられるいわゆる、「面分業」を推進する必要がある。

(6) 献血対策

社会経済の変化や、医学の進歩に伴い血液製剤の需要が多様化している。良質で安定的な血液を確保するため、献血思想の普及を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、特に400ml献血の推進に努めている。

(7) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、中学生、高校生にも広がり、大きな社会問題になっている。

このため、広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会を中心に、関係団体と連携して、講習会や啓発活動を実施し、地域に密着した薬物乱用防止活動を推進している。

1.8 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん及び自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査等を実施し、適正な管理を指導している。

(2) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の原因は、工場・事業場からの排水及び家庭からの生活排水等である。

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例の規制対象となる工場・事業場の立入検査や排水検査を実施し、適正な管理を指導している。

また、生活排水対策として、下水道の適正な維持管理を指導するとともに、浄化槽設置費用を補助するなどして小型合併処理浄化槽の設置を推進している。

(3) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類の主な発生源は廃棄物の焼却施設である。

発生源周辺地域、一般環境地域の大気・水質・底質・土壌中のダイオキシン類の調査、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる工場・事業場の立入検査を行い、適正な管理を指導している。

イ 有害化学物質対策

有害性のある化学物質を取り扱う事業者による自主的な化学物質の管理と改善を目的としたPRTTR法に基づき、化学物質の安全管理対策を推進している。

ウ オゾン層保護対策

フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者の登録を行い、オゾン層を破壊する原因物質の一つであるフロンの適正な回収を指導している。

(4) 公害苦情事案への対応

市町等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

19 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

浄化槽保守点検業者の保守点検業の登録を行うとともに、更新登録時等に立入検査等を実施し、浄化槽の適正な保守点検を指導している。

(2) 産業廃棄物対策

有害廃棄物排出事業所、産業廃棄物処理業者、自動車解体・破砕業者、建設業者、産業廃棄物処理施設、PCB電気機器を保管する施設の立入検査や、産業廃棄物の抜取検査、最終処分場の浸透水の水質検査を実施し、産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導している。

また、ヘリコプターによるスカイパトロールや海上保安部と連携した巡視船によるシーパトロール、管内の市町や警察等により構成する広島中央地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会の開催による不法投棄防止に係る情報交換・合同パトロールを実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努めている。

さらに、管内の主要幹線で産業廃棄物運搬車両検査を行い、産業廃棄物の運搬基準の遵守状況を確認し、適正な運搬を指導している。

(3) 普及啓発・環境学習

資源・エネルギーの大量消費に依存したライフスタイルを見直し、循環型社会を構築・推進するために、環境保全に関する住民の意識啓発、広報普及に努め、また、環境学習機会の提供や支援を行い、地域に根ざした環境保全活動の推進を図っている。

III 資 料

1 管内の状況 一覧(その1)

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	備 考
保 育 所 公 立	35	6	29		平成24年4月1日現在
私 立	21	4	16	1	平成24年4月1日現在
児 童 館	3	1	2		
児 童 遊 園	1		1		
障 害 者 支 援 施 設	11	4	7		
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	30	8	21	1	
養 護 老 人 ホ ー ム	2	1	1		
軽 費 老 人 ホ ー ム (A 型)	1	1			
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス)	8	1	7		
老 人 福 祉 セ ン タ ー	5		3	2	
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	17	4	10	3	
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー (介 護 予 防 支 援 事 業 所)	8	1	6	1	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	60	12	44	4	
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	215	43	157	15	
介 護 保 険 施 設	30	8	19	3	
市 町 保 健 セ ン タ ー	8	1	5	2	
病 院	20	4	16		
病 院 病 床 数	3,417	509	2,908		
一 般 診 療 所	177	26	142	9	
齒 科 診 療 所	103	16	83	4	
助 産 所	5	1	4		
施 術 所	144	20	114	10	
衛 生 検 査 所	2		2		
給 食 施 設 数	148	27	109	12	

(注) 市町保健センターは、類似施設を含む。

管内の状況 一覧(その2)

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	備 考
食品関係施設数(要許可)	3,812	606	2,995	211	
食品関係施設数(不要許可)	2,076	465	1,383	228	
食品関係条例対象施設数	503	100	347	56	
犬の登録頭数	12,026	1,865	9,667	494	
上水道	2	1	1		
簡易水道	7		3	4	
薬局(既存薬局を含む。)	114	22	89	3	
店舗販売業	39	5	33	1	
既存一般販売業	-				
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	18		18		
既存薬・種商等	4		4		
特例販売業	2		1	1	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	83	14	68	1	
管理医療機器販売業・賃貸業	876	182	641	53	
麻薬取扱者	205	35	163	7	
ばい煙発生施設	521	94	369	58	
ばい煙関係特定施設	550	5	531	14	
揮発性有機化合物排出施設	8		7	1	
一般粉じん発生施設	220	87	109	24	
特定粉じん発生施設	-				
粉じん関係特定施設	249	27	198	24	
第一種フロン類回収業者(事業者数)	26	2	24		
P C B 廃棄物保管事業所	152	33	104	15	
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	42	8	30	4	
ダイオキシン関係特定施設	28	2	22	4	
水質汚濁関係特定事業場	665	143	457	65	
汚水等関係特定事業場	68	24	38	6	
汚染土壌処理業	-				
ごみ処理施設焼却施設	5	1	3	1	
R D F 施設	-				
資源化施設 (RDF施設を除く)	3		2	1	
一般廃棄物最終処分場	2	1	1		
し尿処理施設	4	2	1	1	
産業廃棄物収集運搬業	261				
産業廃棄物処理業者	48	10	33	5	
うち優良認定	1		1		
中間処理施設	36	2	30	4	
うち熱回収	-				
最終処分場	5		5		
産業廃棄物事業場外保管届	-				
自動車リサイクル引取業者	130	24	100	6	
フロン類回収業者	63	8	55		
解体業者	16	1	15		
破砕業者	8		8		

(注) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

2 人口(人口動態)

用語の解説等

1 この資料は、平成17年から平成22年の人口静・動態統計等を取りまとめたものである。

2 用語の解説

- 自然増加 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- 死産 妊娠満12週(妊娠第4月)以降の死産の出産をいい、死産とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
(1) 胎児を出生させることを目的とした場合
(2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
- 周産期死亡 妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。
- 婚姻 人口動態でいう婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
- 選択死因 死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
- 主要死因 死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

3 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$(2) \text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$(3) \text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。}$$

$$(4) \text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以降の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以降の死産)数}} \times 1,000$$

$$(5) \text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

(6) 標準化死亡比(Standardized Mortality Ratio:SMR)について

SMRは年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標のひとつである。

$$\text{標準化死亡比(SMR)} = \frac{\text{観察集団の全年齢死亡数}}{\left[\frac{\text{観察集団の年齢}X\text{歳(年齢階級)の人口} \times \text{基礎集団のその年齢}X\text{歳(年齢階級)の死亡率} \right] \text{の各年齢(年齢階級)についての総和}} \times 100$$

SMRは低い方が望ましく、SMRが100を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基準集団よりも高いことを示すものである。

(1) 人口動態総覧 (市町・年次別)
(単位:人)

区分	出生児数			(内) 低体重児数		死亡者数		(内) 乳児死亡		(内) 新生児死亡		死産胎数			(内) 周産期死亡		婚姻件数		離婚件数		区分						
	総数	男	女	総数	出生に占める割合(%)	総数	男	女	総数	率	総数	率	自然	人工	出産	率	総数	率	総数	率							
広島	18年	2,845,000	13,052	12,278	8.9	2,459	9.7	25,722	13,621	12,101	9.0	67	2.6	31	1.2	629	256	373	24.2	92	71	21	3.5	16,209	5.7	5,484	1.9
	19年	2,842,000	13,263	12,624	9.1	2,467	9.5	26,070	13,623	12,447	9.2	48	1.9	18	0.7	602	282	320	22.7	87	78	9	3.3	16,135	5.7	5,514	1.9
島根	20年	2,836,000	13,051	12,509	9.0	2,391	9.4	27,150	14,211	12,939	9.6	68	2.7	25	1.0	617	292	325	23.6	105	87	18	4.0	16,365	5.8	5,332	1.9
	21年	2,831,000	13,157	12,439	9.0	2,501	9.8	26,992	14,022	12,970	9.5	62	2.4	33	1.3	582	249	333	22.2	112	87	25	4.3	15,913	5.6	5,503	1.9
県	22年	2,827,820	13,086	12,460	9.0	2,456	9.6	27,561	14,384	13,177	9.7	64	2.5	28	1.1	555	254	301	21.3	100	78	22	3.8	15,402	5.4	5,472	1.9
	18年	2,167,729	1,955	1,019	9.0	183	9.4	1,975	1,018	957	9.1	5	2.6	2	1.0	38	18	20	19.1	6	4	2	3.0	1,252	5.8	389	1.8
管内	19年	2,167,797	2,089	1,056	9.7	188	9.0	1,856	993	903	8.6	2	1.0	1	0.5	27	10	17	12.7	6	5	1	2.8	1,282	5.9	392	1.8
	20年	2,161,160	2,074	1,064	9.6	160	7.7	2,035	1,056	979	9.4	7	3.4	1	0.5	42	17	25	19.8	7	6	1	3.3	1,203	5.6	406	1.9
竹原	21年	2,163,032	2,073	1,069	9.6	188	9.1	2,045	1,065	980	9.5	9	4.3	5	2.4	39	18	21	18.5	12	9	3	5.7	1,209	5.6	428	2.0
	22年	2,162,275	2,065	1,090	9.5	200	9.7	2,010	1,035	975	9.3	7	3.4	3	1.5	46	23	23	21.8	13	10	3	6.2	1,188	5.5	430	2.0
市	18年	30,712	88	82	5.5	16	9.4	414	192	222	13.5	0	0.0	0	0.0	8	4	4	44.9	2	2	0	11.2	106	3.5	42	1.4
	19年	30,278	95	96	6.3	16	8.4	352	176	176	11.6	0	0.0	0	0.0	5	3	2	25.5	1	1	0	5.1	110	3.6	51	1.7
東広島	20年	29,860	179	88	6.0	15	8.4	420	214	206	14.1	0	0.0	0	0.0	6	1	5	32.4	0	0	0	0.0	113	3.8	49	1.6
	21年	29,509	204	99	6.9	19	9.3	393	204	189	13.3	3	14.7	1	4.9	10	2	8	46.7	0	0	0	0.0	114	3.9	50	1.7
市	22年	29,148	180	96	6.2	24	13.3	367	176	191	12.6	0	0.0	0	0.0	7	1	6	37.4	0	0	0	0.0	110	3.8	42	1.4
	18年	176,858	1,742	912	9.8	161	9.2	1,383	788	645	7.8	4	2.3	1	0.6	29	14	15	16.4	3	2	1	1.7	1,120	6.3	340	1.9
東広島	19年	177,535	1,861	934	10.5	166	8.9	1,335	691	644	7.5	2	1.1	1	0.5	22	7	15	11.7	5	4	1	2.7	1,150	6.5	329	1.9
	20年	177,517	1,862	954	10.5	141	7.6	1,440	759	681	8.1	7	3.8	1	0.5	34	14	20	17.9	6	5	1	3.2	1,062	6.0	346	1.9
市	21年	177,912	1,832	955	10.3	167	9.1	1,471	773	698	8.3	5	2.7	3	1.6	29	16	13	15.6	12	9	3	6.4	1,076	6.0	372	2.1
	22年	178,653	1,850	974	10.4	174	9.4	1,490	786	704	8.3	7	3.8	3	1.6	37	21	16	19.6	12	9	3	6.4	1,041	5.8	377	2.1
大崎	18年	9,159	43	19	4.7	6	14.0	178	88	90	19.4	1	23.3	1	23.3	1	0	1	22.7	1	0	0	0.0	26	2.8	7	0.8
	19年	8,984	47	24	5.2	6	12.8	169	88	83	18.8	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	22	2.4	12	1.3
上島	20年	8,783	33	19	3.8	4	12.1	175	83	92	19.9	0	0.0	0	0.0	2	2	0	57.1	1	1	0	28.6	28	3.2	11	1.3
	21年	8,611	37	15	4.3	2	5.4	181	88	93	21.0	1	27.0	1	27.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	19	2.2	6	0.7
市	22年	8,474	35	20	4.1	2	5.7	153	73	80	18.1	0	0.0	0	0.0	2	1	1	54.1	1	1	1	27.0	37	4.4	11	1.3

(注1) 平成22年人口動態統計年報第39号(広島県)による。

(注2) 管内人口は総務省「住民基本台帳年報」による。(平成23年3月31日現在)

(2) 主要死因別死亡者数

(単位人)

(平成22年)

区分	広島県		管内		竹原市		東広島市		大崎上島町		区分
	死亡者数	率 人口10万 対	死亡者数	率 人口10万 対	死亡者数	率 人口10万 対	死亡者数	率 人口10万 対	死亡者数	率 人口10万 対	
死亡者総数	27,561	974.6	2,010	929.4	367	1,259.1	1,490	834.0	153	1,805.5	死亡者総数
総核	64	2.3	3	1.4	1	3.4	1	0.6	1	11.8	総核
悪性新生物	8,036	284.2	539	249.2	94	322.5	405	226.7	40	472.0	悪性新生物
糖尿病	286	10.1	20	9.2	6	20.6	11	6.2	3	35.4	糖尿病
高血圧性疾患	113	4.0	3	1.4	0	0.0	3	1.7	0	0.0	高血圧性疾患
心疾患(高血圧性除く)	4,682	165.6	352	162.8	74	253.9	240	134.3	38	448.4	心疾患(高血圧性除く)
脳血管疾患	2,539	89.8	179	82.8	30	102.9	134	75.0	15	177.0	脳血管疾患
大動脈瘤及び解離	311	11.0	15	6.9	5	17.2	10	5.6	0	0.0	大動脈瘤及び解離
肺炎	2,806	99.2	244	112.8	41	140.7	190	106.4	13	153.4	肺炎
慢性閉塞性肺疾患	369	13.0	25	11.6	3	10.3	17	9.5	5	59.0	慢性閉塞性肺疾患
喘息	46	1.6	4	1.8	1	3.4	3	1.7	0	0.0	喘息
肝疾患	347	12.3	26	12.0	9	30.9	16	9.0	1	11.8	肝疾患
腎不全	615	21.7	55	25.4	6	20.6	43	24.1	6	70.8	腎不全
癌	1,127	39.9	65	30.1	11	37.7	50	28.0	4	47.2	癌
不慮の事故	1,043	36.9	79	36.5	12	41.2	61	34.1	6	70.8	不慮の事故
自殺	607	21.5	52	24.0	7	24.0	43	24.1	2	23.6	自殺
その他	4,570	161.6	349	161.4	67	229.9	263	147.2	19	224.2	その他

(注1) 平成22年人口動態統計年報第39号(広島県)による

(注2) 管内人口は総務省「住民基本台帳年報」による。(平成23年3月31日現在)

市町名	人口
広島県	2,827,820
管内	216,275
竹原市	29,148
東広島市	178,653
大崎上島町	8,474

(3) 主要死因別標準化死亡比

(平成17年～21年)

区 分	広島県	管 内	竹原市	東広島市	大崎上島町
総 数	99.9	100.3	98.2	100.4	104.4
結 核	113.8	122.8	50.2	151.8	58.1
悪 性 新 生 物	98.6	97.0	95.1	96.9	102.9
糖 尿 病	97.4	114.7	159.5	99.2	139.9
高 血 圧 性 疾 患	82.6	62.3	70.5	60.2	59.6
心 疾 患	101.0	103.3	112.2	97.2	131.8
脳 血 管 疾 患	94.1	93.2	81.9	95.6	99.5
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	97.9	107.4	126.7	108.6	52.6
肺 炎	102.0	108.3	98.9	115.3	76.3
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	99.9	120.2	133.7	121.3	81.2
喘 息	99.3	91.4	64.9	91.7	151.0
肝 疾 患	108.4	106.7	96.2	102.5	178.1
腎 不 全	111.5	115.6	104.3	116.4	134.8
老 衰	97.5	90.7	63.4	95.2	117.8
不 慮 の 事 故	104.9	109.7	111.0	107.5	127.3
自 殺	95.3	91.6	78.4	93.0	108.5

(注) 平成22年人口動態統計年報第39号(広島県)による。

3 事業の実施状況

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成23年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間 (日)	養 成 施 設 名
計	54	147	22	
小 計	32	96	12	
保 健 師	10	30	3	広島国際大学
	10	30	3	広島国際大学
	6	18	3	日本赤十字広島看護大学
	6	18	3	日本赤十字広島看護大学
小 計	15	44	9	
栄 養 士	5	14	3	広島文教女子大学
	5	15	3	安田女子大学
	5	15	3	安田女子大学
小 計	7	7	1	
訪 問 介 護 員	7	7	1	県立黒瀬高等学校

(2) 衛生教育の実施状況

(平成23年度)

区 分	総 数	(再 掲)		感 染 症	(再 掲)		精 神	難 病	母 子	成 人・ 老 人	栄 養・ 健 康 増 進	歯 科	医 事・ 薬 事	食 品	環 境	そ の 他
		地 区 組 織 活 動	健 康 危 機 管 理		結 核	エイズ										
回 数	165			43	7	30	28	2	3		18		5	64		2
延 人 員	7,483			2,268	113	2,055	1,671	51	123		489		869	1,855		157

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成23年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
							実施回数(O1)	85
参加延人員(O2)	(175)	(32)	(135)			(39)		

区分	精神保健福 祉 (9)	(再掲)	難病 (11)	介護保険 (12)	健康危機管 理 (13)	その他 (14)	計 (15)
		ヘルパー養成 (10)					
		実施回数(O1)					
参加延人員(O2)	(179)		(6)			(29)	595

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

(平成23年度末現在)

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 団 体	医師会, 主な病院, 歯科医師会, 薬剤師会, 社会福祉協議会, 消防本部 公衆衛生推進協議会, 女性会, 市町, 厚生環境事務所, 保健所
会 長	佐々木 正博(東広島地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進専門部会 周産期医療対策専門部会 救急医療対策専門部会
総会(委員会)	平成23年5月19日
事 業	事業名
委 託 事 業	保健医療福祉推進事業
	周産期医療体制機能強化事業
	地域医療連携事業
補 助 事 業	運営費(委員会開催, 事務局経費等)
	精神障害者地域生活支援事業
	自殺対策推進事業
	性感染症予防のためのピアエデュケーター育成事業
	感染症(新型インフルエンザ等)対策事業
	緩和ケア地域連絡協議会事業
	喫煙防止対策検討会事業
	育児支援関係機関連絡協議会事業
	食育推進事業
地域・職域連携推進事業	
そ の 他	

地域福祉活動対策

民生委員・児童委員の状況及び内容別相談、支援状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	
委員数	民生委員定数	441	83	312	46	
	(再掲)主任児童委員	(30)	(7)	(20)	(3)	
	男	194	32	151	11	
	(再掲)主任児童委員	(9)	(1)	(8)	(0)	
女	民生委員	244	51	159	34	
	(再掲)主任児童委員	(21)	(6)	(12)	(3)	
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	計	民生委員	13,525	2,385	9,641	1,499
		(再掲)主任児童委員	(518)	(115)	(327)	(76)
	在宅福祉	民生委員	2,595	229	2,241	125
		(再掲)主任児童委員	(7)	(2)	(5)	(0)
	介護保険	民生委員	389	106	239	44
		(再掲)主任児童委員	(2)	(2)	(0)	(0)
	健康・保健医療	民生委員	942	117	611	214
		(再掲)主任児童委員	(10)	(10)	(0)	(0)
	子育て・母子保健	民生委員	278	47	212	19
		(再掲)主任児童委員	(28)	(0)	(28)	(0)
	子どもの地域生活	民生委員	1,347	306	957	84
		(再掲)主任児童委員	(111)	(25)	(56)	(30)
	子どもの教育・学校生活	民生委員	545	161	358	26
		(再掲)主任児童委員	(135)	(60)	(65)	(10)
	生活費	民生委員	307	58	246	3
		(再掲)主任児童委員	(-)	(0)	(0)	(0)
	年金・保険	民生委員	93	12	59	22
		(再掲)主任児童委員	(-)	(0)	(0)	(0)
	仕事	民生委員	135	56	76	3
(再掲)主任児童委員		(1)	(0)	(1)	(0)	
家族関係	民生委員	477	64	375	38	
	(再掲)主任児童委員	(7)	(0)	(7)	(0)	
住居	民生委員	143	45	95	3	
	(再掲)主任児童委員	(1)	(0)	(1)	(0)	
生活環境	民生委員	601	97	451	53	
	(再掲)主任児童委員	(4)	(0)	(4)	(0)	
日常的な支援	民生委員	3,300	499	2,297	504	
	(再掲)主任児童委員	(78)	(13)	(33)	(32)	
その他	民生委員	2,373	588	1,424	361	
	(再掲)主任児童委員	(134)	(3)	(127)	(4)	
分野別相談・支援件数	計	13,525	2,385	9,641	1,499	
	(再掲)主任児童委員	(506)	(115)	(327)	(64)	
	高齢者に関すること	7,247	1,323	4,862	1,062	
	(再掲)主任児童委員	(100)	(19)	(54)	(27)	
	障害者に関すること	1,524	189	1,277	58	
	(再掲)主任児童委員	(12)	(0)	(12)	(0)	
	子どもに関すること	2,478	522	1,837	119	
	(再掲)主任児童委員	(300)	(92)	(175)	(33)	
	その他	2,275	350	1,665	260	
	(再掲)主任児童委員	(94)	(4)	(86)	(4)	
その他の活動件数	計	46,081	9,903	33,413	2,765	
	(再掲)主任児童委員	(2,589)	(115)	(2,350)	(124)	
	調査・実態把握	4,440	830	3,052	558	
	(再掲)主任児童委員	(322)	(0)	(322)	(0)	
	行事・事業・会議への参加協力	12,388	2,971	8,773	644	
	(再掲)主任児童委員	(564)	(112)	(404)	(48)	
	地域福祉活動・自主活動	18,707	3,591	14,080	1,036	
	(再掲)主任児童委員	(1,368)	(82)	(1,248)	(38)	
	民児協運営・研修	9,323	1,879	7,078	366	
	(再掲)主任児童委員	(466)	(53)	(375)	(38)	
	証明事務	1,013	617	289	107	
	(再掲)主任児童委員	(9)	(8)	(1)	(0)	
	要保護児童の発見の通告・仲介	210	15	141	54	
(再掲)主任児童委員	(-)	(0)	(0)	(0)		
訪問回数	訪問・連絡活動	98,197	35,236	58,480	4,481	
	(再掲)主任児童委員	(1,114)	(983)	(84)	(47)	
	その他	22,146	6,659	13,539	1,948	
(再掲)主任児童委員	(416)	(48)	(358)	(10)		
連絡調整回数	委員相互	15,151	4,877	9,953	321	
	(再掲)主任児童委員	(1,977)	(140)	(1,804)	(33)	
その他の関係機関	民生委員	10,393	3,276	6,567	550	
	(再掲)主任児童委員	(1,318)	(160)	(1,136)	(22)	
活動日数	民生委員	65,149	15,281	45,200	4,688	
	(再掲)主任児童委員	(2,778)	(581)	(1,945)	(252)	

注:委員数の男女別は平成24年4月1日現在の実数である。

高齢者保健福祉対策

(1) 老人クラブの状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
60歳以上人口	66,796	12,244	50,027	4,525
会 員 数	11,406	2,422	7,380	1,604
加 入 率	17.1	19.8	14.8	35.4
ク ラ ブ 数	181	48	108	25
1クラブ平均会員数	63	50	68	64

(注1) 人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳による。

(注2) 会員数は平成24年3月31日現在の福祉行政報告例による。

(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(措置分)入所者の状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
養護老人ホーム	90	30	50	10
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (やむをえない措置)	-	-	-	-

(注) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの人数は、平成24年3月31日現在の措置市町ごとの人数である。

(3) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成24年4月1日現在)

区 分		総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実施事業数合計①～④		505	187	27	137	7	122	21	-	-	2	-	2
指定居宅介護支援事業所①		60	21	7	18	1	10	3					
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	211	76	10	53	3	57	10	-	-	1	-	1
	訪問介護	46	16	5	6	1	14	4					
	訪問入浴介護	4	2				2						
	訪問看護	11	2	1	6	2							
	訪問リハビリテーション	2	1		1								
	居宅療養管理指導	2			2								
	通所介護	54	21	2	7		20	4					
	通所リハビリテーション	20	2		16						1		1
	短期入所生活介護	29	28		1								
	短期入所療養介護	16	2		14								
	特定施設入居者生活介護	5	2					3					
福祉用具貸与	12		2				9	1					
特定福祉用具販売	10						9	1					
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	204	74	10	52	3	55	8	-	-	1	-	1
	介護予防訪問介護	44	16	5	6	1	13	3					
	介護予防訪問入浴介護	3	1				2						
	介護予防訪問看護	11	2	1	6	2							
	介護予防訪問リハビリテーション	2	1		1								
	介護予防居宅療養管理指導	2			2								
	介護予防通所介護	54	22	2	8		19	3					
	介護予防通所リハビリテーション	19	2		15						1		1
	介護予防短期入所生活介護	27	26		1								
	介護予防短期入所療養介護	15	2		13								
	介護予防特定施設入居者生活介護	5	2					3					
介護予防福祉用具貸与	12		2				9	1					
特定介護予防福祉用具販売	10						9	1					
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	30	16	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人福祉施設	14	14										
	介護老人保健施設	10	2		8								
	介護療養型医療施設	6			6								

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(4) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(平成24年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実施事業数合計①～④		505	106	361	38
指定居宅介護支援事業所①		60	12	44	4
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	211	43	153	15
	訪 問 介 護	46	8	35	3
	訪 問 入 浴 介 護	4	1	3	
	訪 問 看 護	11	3	7	1
	訪問リハビリテーション	2		1	1
	居宅療養管理指導	2	1	1	
	通所介護	54	9	43	2
	通所リハビリテーション	20	6	13	1
	短期入所生活介護	29	6	19	4
	短期入所療養介護	16	5	10	1
	特定施設入居者生活介護	5		5	
	福祉用具貸与	12	2	9	1
	特定福祉用具販売	10	2	7	1
	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	204	43	145
介 護 予 防 訪 問 介 護	44	8	33	3	
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3		3		
介 護 予 防 訪 問 看 護	11	3	7	1	
介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2		1	1	
介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	2	1	1		
介 護 予 防 通 所 介 護	54	10	41	3	
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	19	6	12	1	
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	27	6	17	4	
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	15	5	9	1	
介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	5		5		
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	12	2	9	1	
特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	10	2	7	1	
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	30	8	19	3
介 護 老 人 福 祉 施 設	14	3	9	2	
介 護 老 人 保 健 施 設	10	3	6	1	
介 護 療 養 型 医 療 施 設	6	2	4		

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

身体障害者(児)・知的障害者(児)福祉対策

(1) 身体障害者(児)の数

ア 障害別身体障害者(児)の数

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	8,422	1,772	5,984	666
	(168)	(28)	(136)	(4)
視 覚 障 害	565	128	390	47
	(5)	(0)	(5)	(0)
聴覚, 平衡, 音声, 言語等機能障害	758	189	482	87
	(25)	(5)	(20)	(0)
肢 体 不 自 由	4,947	993	3,563	391
	(101)	(16)	(81)	(4)
内 部 障 害	2,152	462	1,549	141
	(37)	(7)	(30)	(0)

(注1) 身体障害者手帳交付台帳登録数である。

(注2) 下段()は, 児の数で再掲。

イ 等級別身体障害者(児)の数

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	8,422	1,772	5,984	666
1 級	2,043	465	1,416	162
2 級	1,193	229	897	67
3 級	1,929	396	1,372	161
4 級	2,122	429	1,515	178
5 級	649	125	482	42
6 級	486	128	302	56

(注) 身体障害者手帳交付台帳登録数である。

(2) 知的障害者(児)の数

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	1,746	297	1,370	79
	(436)	(51)	(375)	(10)
最 重 度	199	29	160	10
	(50)	(4)	(45)	(1)
重 度	690	129	525	36
	(114)	(10)	(98)	(6)
中 度	456	76	355	25
	(85)	(8)	(76)	(1)
軽 度	401	63	330	8
	(187)	(29)	(156)	(2)

(注1) 療育手帳交付台帳登載数である。

(注2) 下段()は、児の数で再掲。

母子(寡婦)福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹原市	東広島市	大崎上島町
合 計	件 数	70	16	54	-
	貸付額(千円)	(27,840)	(6,466)	(21,374)	(-)
事業開始資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
事業継続資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修学資金	件 数	27	7	20	
	貸付額(千円)	(13,327)	(3,379)	(9,948)	
技能習得資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修業資金	件 数	1		1	
	貸付額(千円)	(270)		(270)	
就職支度資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
医療介護資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
生活資金	件 数	4	1	3	
	貸付額(千円)	(1,030)	(309)	(721)	
住宅資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
転宅資金	件 数	8	1	7	
	貸付額(千円)	(1,968)	(260)	(1,708)	
就学支度資金	件 数	30	7	23	
	貸付額(千円)	(11,245)	(2,518)	(8,727)	
結婚資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			

(2) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹原市	東広島市	大崎上島町
合 計	件 数	6	3	3	-
	貸付額(千円)	(3,670)	(1,496)	(2,174)	(-)
事業開始資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
事業継続資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修学資金	件 数	2	1	1	
	貸付額(千円)	(877)	(341)	(536)	
技能習得資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
修業資金	件 数	1		1	
	貸付額(千円)	(357)		(357)	
就職支度資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
医療介護資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
生活資金	件 数	1	1		
	貸付額(千円)	(705)	(705)		
住宅資金	件 数	1		1	
	貸付額(千円)	(1,281)		(1,281)	
転宅資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
就学支度資金	件 数	1	1		
	貸付額(千円)	(450)	(450)		
結婚資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成24年3月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	
病 院 数	施 設 数	20	4	16	-	
	病 床 数	小 計	3,417	509	2,908	-
		一 般	1,595	169	1,426	-
		療養(療養型病床群を含む)	810	148	662	-
		精 神	958	192	766	-
		結 核	50	-	50	-
		感 染 症	4	-	4	-
	救 急 告 示	9	2	7	-	
一 般 診 療 所	施 設 数	177	26	142	9	
	病 床 数	療 養 病 床	20	-	6	14
		一 般	233	54	162	17
	救 急 告 示	1	-	1	-	
歯 科 診 療 所	103	16	83	4		

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申し出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成23年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	25	20	5	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	10	10	-	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間: 月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法: 電話、面談

専用電話: 082-513-3058

設置場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成23年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設			
		指定施設①		特定給食施設(①を除く)		1回50食以上又は1日100食以上		1回20食以上又は1日50食以上	
		栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの	栄養士のいるもの	栄養士のいないもの
施設数 A	148	5		58	16	23	21	10	15
指導延数 B	542	26		269	29	109	53	41	15
1施設当たり指導回数 B/A	3.7	5.2	-	4.6	1.8	4.7	2.5	4.1	1.0

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成23年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設								給食施設に対する割合(%)	栄養士のいる給食施設に対する割合(%)	栄養士のいない給食施設に対する割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				1回50食以上又は1日100食以上				1回20食以上又は1日50食以上							施設数	延指導件数
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数				施設数	延指導件数
総数	5	26			58	269	16	29	23	109	21	53	10	41	15	15	366.2	463.5	186.5	148	542
学校					12	29	3	5	1	3	1	1					223.5	246.2	150.0	17	38
病院	3	20			14	81			4	9			2	19			560.9	560.9	-	23	129
介護老人保健施設					3	23											766.7	766.7	-	3	23
老人福祉施設					11	57			7	53			2	9	1	1	571.4	595.0	100.0	21	120
児童福祉施設					9	40	10	15	3	13	17	44	2	6	8	6	253.1	421.4	185.7	49	124
社会福祉施設					5	26			4	21			3	7	1		415.4	450.0	0.0	13	54
事業所	2	6			1	7	1	3	2	3	2	3			2	2	240.0	320.0	160.0	10	24
寄宿舎					3	6	1	2							3	6	200.0	200.0	200.0	7	14
矯正施設							1	4			1	5					450.0	-	450.0	2	9
自衛隊																	-	-	-	-	-
一般給食センター																	-	-	-	-	-
その他								2	7				1				233.3	233.3	-	3	7

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成23年度)

区分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	50	7
虚偽・誇大表示	18	3
計	68	10

※発見し、他所へ通報したのも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成23年度)

区分	個別指導					集団指導							
	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導
計	43	3	-	-	-	-	-	477	-	-	-	-	-
実施数	妊産婦												
	乳幼児	4	1										
	20歳未満 (乳幼児を除く)												
	20歳以上 (妊産婦を除く)	39	2					477					

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成23年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
人 口		215,735	28,667	178,802	8,266
健 康 診 査	対 象 者	1,046	192	814	40
	受 診 者	27		27	
	受 診 率 (%)	2.6		3.3	
肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	対 象 者	6,631	2,450	3,796	385
	受 診 者	1,723	461	1,200	62
	受 診 率 (%)	26	18.8	31.6	16.1

(注) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口である。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成23年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	
健 康 教 育	個 別	参加人員	16		16	
	集 団	実施回数	325	26	273	26
		参加人員	2,951	613	1,503	835
健 康 相 談	重 点	実施回数	152	37	95	20
		参加人員	1,794	286	1,103	405
	総 合	実施回数	355	25	277	53
		参加人員	1,929	201	1,078	650
	訪 問 指 導	対 象 者 数	1,790	18	1,642	130
被 指 導 実 人 員		1,084	8	946	130	
機 能 訓 練	実 施 回 数		50	44	6	
	実 施 人 員	実 人 員	16	3	13	
		延 人 員	189	123	66	

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成23年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	3
	痘そう			急性脳炎※2	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ベスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	1
	小計 A	-		ジアルジア症	
二類	急性灰白髄炎		髄膜炎菌性髄膜炎		
	結核	60	先天性風しん症候群		
	ジフテリア		梅毒		
	重症急性呼吸器症候群※1		破傷風		
	鳥インフルエンザ(H5N1)		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
小計 B	60	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			
三類	コレラ		麻しん	1	
	細菌性赤痢		風しん	2	
	腸管出血性大腸菌感染症	6	小計 E	7	
	腸チフス		RSウイルス感染症	563	
小計 C	6	咽頭結膜熱	1,046		
四類	パラチフス		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	611	
	E型肝炎		感染性胃腸炎	4,077	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		水痘	738	
	A型肝炎		手足口病	1,610	
	エキノコックス症		伝染性紅斑	354	
	黄熱		突発性発しん	331	
	オウム病		百日咳	51	
	オムスク出血熱		ヘルパンギーナ	236	
	回帰熱		流行性耳下腺炎	594	
	キャサヌル森林病		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	3,881	
	Q熱		急性出血性結膜炎	3	
	狂犬病		流行性角結膜炎	256	
	コクシジオイデス症		性器クラミジア感染症	66	
	サル痘		性器ヘルペスウイルス感染症	46	
	腎症候性出血熱		尖圭コンジローマ	22	
	西部ウマ脳炎		淋菌感染症	11	
	ダニ媒介脳炎		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	炭疽		細菌性髄膜炎		
	つつが虫病	1	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	2	
	デング熱		マイコプラズマ肺炎	7	
	東部ウマ脳炎		無菌性髄膜炎		
	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	35	
	ニパウイルス感染症		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	日本紅斑熱		薬剤耐性アシネトバクター感染症		
	日本脳炎		小計 F	14,540	
	ハンタウイルス肺症候群		新型インフルエンザ等感染症	G	
	Bウイルス病		指定	H	
	鼻疽		新	I	
	ブルセラ症		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	14,616	
	ベネズエラウマ脳炎				
	ヘンドラウイルス感染症				
	発しんチフス				
ポツリヌス症					
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	2				
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
チクングニヤ熱					
小計 D	3				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る

※2 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

(注1) 一, 二, 三, 四, 五類(全数), 指定及び新感染症については, 全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については, 定点医療機関から報告。

(注3) 平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が一部改正され, 分類変更や追加疾病あり。改正前の報告対象疾病については, 新分類の該当疾病欄に計上。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成23年12月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
管 内 人 口		227,130	28,185	190,634	8,311
計		76	17	54	5
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	10		10	
	その他の結核菌陽性者	9	5	3	1
	菌陰性・その他の者	12		10	2
活動性肺外結核患者数(B)		10	2	8	
不活動性結核・その他の者		35	10	23	2
有病率(人口10万対)		18.1	24.8	16.3	36.1

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(平成23年)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
管 内 人 口		227,130	28,185	190,634	8,311
計 (A + B)		37	7	27	3
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	5		5	
	その他の結核菌陽性者	11	5	4	2
	菌陰性・その他の者	10		9	1
活動性肺外結核患者数(B)		11	2	9	
り患率(人口10万対)		16.3	24.8	14.2	36.1
潜在性結核感染症		19	2	17	

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計(A+B)}}{\text{人口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成23年12月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	32 (5)	7 (-)	22 (5)	3 (-)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)			
5 歳 ~ 9 歳	- (-)			
10 歳 ~ 14 歳	- (-)			
15 歳 ~ 19 歳	- (-)			
20 歳 ~ 29 歳	4 (-)		4	
30 歳 ~ 39 歳	3 (1)	1	2 (1)	
40 歳 ~ 49 歳	2 (-)		1	1
50 歳 ~ 59 歳	1 (1)		1 (1)	
60 歳 ~ 69 歳	4 (-)	3	1	
70 歳 ~	18 (3)	3	13 (3)	2

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況

① 市町別実施状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	
乳 児	対 象 者 数	1,966	164	1,775	27
	受 診 者 数	1,917	128	1,762	27
	受 診 率 (%)	97.5	78.0	99.3	100.0
一 般 住 民	対 象 者 数	48,383	9,456	35,048	3,879
	受 診 者 数	5,691	326	4,943	422
	受 診 率 (%)	11.8	3.4	14.1	10.9



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(平成23年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	QFT
計		71,655	27,855	38.9	8,849	16,282	-	1,917	-
定期	事業者	従業者	12,662	11,873	93.8	3,061	8,493	/	/
	学校長	生徒	1,977	1,958	99.0	734	1,224	/	/
		学生	5,388	5,268	97.8	2,763	2,504	/	/
	施設長	入所者	1,279	1,148	89.8	261	822	/	/
	市町長	乳児	1,966	1,917	97.5	/	/	/	1,917
		一般住民	48,383	5,691	11.8	2,030	3,239	/	/
計		211	197	93.4	-	143	-(1) 4	-	50
知事 (保健所長)	接触者健診	120	117	97.5	/	63	(1) 4	/	50
	集団健診			-	/	/	/	/	/
	管理検診	91	80	87.9	/	80	/	/	/

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注3) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断・予防接種(乳児、一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注4) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(平成23年度)

区分	総数	竹原市	東広島市	大崎上島町
実人員	62	15	42	5
(再掲)新規登録患者	35	9	23	3
構成比	56.5	60.0	54.8	60.0
延人員	193	34	152	7
(再掲)新規登録患者	113	21	87	5
構成比	58.5	61.8	57.2	71.4

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成23年度)

区 分	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	72		60	6	3	3			
うち施設指導分	0								

(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況

(平成23年度)

日 時	平成23年12月9日
場 所	広島県東広島庁舎
参 加 人 数	22人(委員14人)
主 な 議 題	1 感染症及び新型インフルエンザの対応状況及び今後の対応について 2 感染症(新型インフルエンザ等)実地研修について

会議構成メンバー

所 属	職 名	備 考	所 属	職 名	備 考
竹原地区医師会	会 長		東広島市消防局	局 長	
東広島地区医師会	会 長		竹原警察署	署 長	
賀茂東部医師会	会 長		東広島警察署	署 長	
豊田郡医師会	会 長		竹原市	市 長	
広島県薬剤師会竹原支部	支 部 長		東広島市	市 長	
東広島薬剤師会	会 長		大崎上島町	町 長	
東広島市歯科医師会	会 長		竹原市教育委員会	教 育 長	
竹原・豊田歯科医師会	会 長		東広島市教育委員会	教 育 長	
東広島医療センター	院 長		大崎上島町教育委員会	教 育 長	
県立安芸津病院	院 長		広島県西部東保健所	所 長	
広島大学保健管理センター	セ ン タ ー 長				

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成23年度)

区 分	相 談 件 数				H I V 抗 体 検 査		
	計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C	計 D+E	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確 認 検 査 E
計	243	122	121	0	113 (117)	112 (112)	1
男 性	180	93	87	0	80 (79)	79 (79)	1
女 性	63	29	34	0	33 (33)	33 (33)	0

(6) 健康教育実施状況

(平成23年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	エイズ	結核	感染症(全般)
実施回数	34	21	7	6
参加延人員	2,125	1,912	113	100
(対象内訳)	-	中・高校生	東広島市	一般(外国人を含む)

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数及び肝炎インターフェロン治療受給者証等交付状況

ア 相談件数

(平成23年度)

相 談 件 数		
計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
125	63	62

イ 検査実施状況

(平成23年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数			B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査		うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
	うちHCV抗原検査	うちHCV核酸増幅検査		
0	0			0

ウ 肝炎インターフェロン治療受給者証交付状況 (平成23年度)

区 分	計	竹原市	東広島市	大崎上島町
申請数	41	10	29	2
交付数	41	10	29	2

エ 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証交付状況

(平成23年度)

区 分	計	竹原市	東広島市	大崎上島町	管外
申請数	92	15	74	2	1
交付数	92	15	74	2	1

歯科保健対策

(1) 相談事業の状況

(平成23年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他

(2) 市町指導・支援の状況

(平成23年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名		
			竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 施 数	企 画 ・ 連 携 ・ 調 整	3	1	1	1
	調 査 ・ 研 究	0			
	情 報 の 収 集 ・ 提 供	3	1	1	1

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	3	1	1		2	1
医療保護入院患者数	128	26	82	12	120	8
自立支援医療受給者数(精神通院)	2,482	388	1,998	96	2,482	—

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成24年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	1,513	257	1,194	62
1 級	185	24	161	
2 級	1,093	185	857	51
3 級	235	48	176	11

(3) 精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
協力事業所	20	5	11	4
訓練対象者数	—			
内 訳	訓練終了者数	—		
	継続者数	—		
	その他	—		

(4) 相談指導実施状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹原市	東広島市	大崎上島町	管内市町計	管外	
面 接	実 人 員	84	3	76	0	79	5	
	延 人 員	172	3	161	0	164	8	
	内 訳	老 人 精 神	3		3		3	
		社 会 復 帰	2		2		2	
		ア ル コ ー ル	6		6		6	
		薬 物	4	1			1	3
		思 春 期	3		3		3	
		心 の 健 康 づ く り	-				0	
		そ の 他	154	2	147		149	5
	(再 掲 ひ き こ も り)	(14)		(14)		(14)		
(再 掲 自 殺 関 連)	(11)	(2)	(9)		(11)			
(再 掲 自 殺 者 の 遺 族)	(1)	(1)			(1)			
電 話 相 談 延 人 員		666						

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 人 員		13	0	10	3
延 人 員		38	0	35	3
内 訳	老 人 精 神	3		3	
	社 会 復 帰	0			
	ア ル コ ー ル	0			
	薬 物	0			
	思 春 期	0			
	心 の 健 康 づ く り	0			
	そ の 他	35		32	3
(再 掲 ひ き こ も り)	0				
(再 掲 自 殺 関 連)	0				
(再 掲 自 殺 者 の 遺 族)	0				

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成23年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	関係機関連絡会議	医療連携検討会	人材育成研修会
実施回数	14	2	1	11
対象者	-			
参加延人数 (配布部数)	371	41	16	314

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(平成23年度)

区 分	種 別 内 訳				
	計	地域移行支援事業	地域移行支援事業	ひきこもり	関係者連絡会
		研修会	検討会	研修会	研修会
実施回数	10	1	6	1	2
対象者	-	関係者	-	関係者	関係者
参加延人数 (配布部数)	254	30	95	46	83

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成24年3月31日現在)

疾患番号	区 分		総 数		竹 原 市		東 広 島 市		大 崎 上 島 町	
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	1,294	(62)	266	(12)	958	(46)	70	(4)
①	ベーチェット病		39	(-)	5		32		2	
2	多発性硬化症		26		5		19		2	
③	重症筋無力症		18	(2)	4	(1)	14	(1)		
④	全身性エリテマトーデス		115	(4)	15		98	(4)	2	
5	スモン		6		3		3			
⑥	再生不良性貧血		16	(3)	3	(2)	10		3	(1)
⑦	サルコイドーシス		11	(8)	1		10	(7)		(1)
8	筋萎縮性側索硬化症		17		3		14			
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		86	(-)	14		69		3	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病		52	(12)	16	(1)	29	(11)	7	
⑪	結節性動脈周囲炎		15	(-)	2		13			
⑫	潰瘍性大腸炎		201	(5)	30	(2)	160	(2)	11	(1)
⑬	大動脈炎症候群		2	(-)	1		1			
⑭	ピュルガー病		12	(-)	2		9		1	
⑮	天疱瘡		12	(-)	1		10		1	
16	脊髄小脳変性症		43		10		32		1	
⑰	クローン病		57	(2)	8		49	(2)		
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		-							
⑱	悪性関節リウマチ		9	(-)			8		1	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)		222		70		137		15	
21	アミロイドーシス		2				2			
⑳	後縦靭帯骨化症		44	(10)	13	(4)	29	(6)	2	
23	ハンチントン病		2				2			
㉑	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		25	(7)	4		21	(7)		
㉒	ウエゲナー肉芽腫症		2	(-)			2			
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		40		2		33		5	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症, オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)		13		5		8			

疾患番号	区 分		総 数		竹 原 市		東 広 島 市		大 崎 上 島 町	
	承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	1,294	(62)	266	(12)	958	(46)	70	(4)
②8	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		-	(-)						
②9	膿疱性乾癬		6	(-)	1		5			
③0	広範脊柱管狭窄症		4	(3)	1	(1)	3	(2)		
31	原発性胆汁性肝硬変		32		4		25		3	
32	重症急性膵炎		3				2		1	
③3	特発性大腿骨頭壊死症		30	(4)	3	(1)	26	(2)	1	(1)
③4	混合性結合組織病		20	(-)	4		15		1	
35	原発性免疫不全症候群		1				1			
③6	特発性間質性肺炎		12	(1)	3		9	(1)		
37	網膜色素変性症		49		22		20		7	
38	プリオン病(クワイツフェルト・ヤコブ病, ゲルスマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)		-							
39	肺動脈性肺高血圧症		4		1		3			
40	神経線維腫症		4				4			
41	亜急性硬化性全脳炎		-							
④2	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群		-	(-)						
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		1		1					
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライゾーム病)		-							
45	副腎白質ジストロフィー		3		1		2			
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		-							
47	脊髄性筋萎縮症		1		1					
48	球脊髄性筋萎縮症		2				2			
④9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		4	(-)			4			
⑤0	肥大型心筋症		4	(-)	2		2			
⑤1	拘束型心筋症		-	(-)						
⑤2	ミトコンドリア病		2	(-)	1		1			
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)		2		1		1			
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		-							
⑤5	黄色靱帯骨化症		3	(-)	1		1		1	
⑤6	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)		20	(1)	2		18	(1)		

(注1) 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患
(注2) ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成24年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	承認状況		
			竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
	承認総件数	225 (-)	26 (-)	199 (-)	- (-)
71	悪性新生物	20 (-)	2	18	
72	慢性腎疾患	15 (-)	2	13	
73	慢性呼吸器疾患	7 (-)		7	
74	慢性心疾患	61 (-)	8	53	
75	内分泌疾患	71 (-)	5	66	
76	膠原病	5 (-)		5	
77	糖尿病	14 (-)	4	10	
78	先天性代謝異常	9 (-)	1	8	
79	血友病等血液疾患	3 (-)		3	
80	神経・筋疾患	9 (-)	3	6	
81	慢性消化器疾患	11 (-)	1	10	

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 人 員	73	2	69	2
延 人 員	73	2	69	2
申 請 等	42	2	39	1
医 療	病 気・病 状		1	1
	治 療・服 薬	-		
看 護・日 常 生 活	23		23	
福 祉 制 度	5		5	
歯 科	-			
食 事・栄 養	1		1	
就 労	-			
就 学	-			
そ の 他	-			

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成23年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	32	73	105

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 人 員	7		6	1
延 人 員	9		8	1

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
開 催 回 数	1		1	
実 人 員	10		10	
延 人 員	10		10	

(注)開催場所別に計上している。

(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成23年度)

開催回数	実相談人員	相談延人員
6	5	6

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(平成23年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	3	4
1～3歳未満	1	1
3～6歳未満		
6 歳 以 上	1	1
計	5	6

(イ)疾患別内訳

(平成23年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(食物アレルギー等)	計
乳 児	2				3	5
1～3歳未満					1	1
3～6歳未満						0
6 歳 以 上	1					1
計	3	0	0	0	4	7

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成23年度)

開催回数	1
参加人数	46

(8) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

9	(平成23年度)
---	----------

イ 相談内容

(平成23年度)	
相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	4
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	1
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	3
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	1
計	9
石綿健康被害救済給付に関するもの	8

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

母子保健対策

(1) 養育医療給付受給者数

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
養育医療受給者数	62	3	57	2
出生体重 2,000 g 以下	30	2	28	
そ の 他	32	1	29	2

(注) 養育医療受給者区分は、養育医療給付実施要領の給付対象要件により2区分とした。

(2) 長期療養児療育相談事業の状況

(平成23年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	2	35	26	9		35	26	9	

(3) 自立支援医療(育成医療)給付受給者数の状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計	69	9	58	2
肢 体 不 自 由	12		12	
視 覚 障 害	3	1	2	
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	6	1	5	
音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 害	22	4	18	
心 臓 機 能 障 害	20	1	18	1
腎 臓 機 能 障 害	0			
内 臓 機 能 障 害	5	2	2	1
免 疫 機 能 障 害	0			
小 腸 機 能 障 害	1		1	
肝 臓 機 能 障 害	0			

(4) 不妊治療費助成の申請状況

(平成23年度)

区 分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計 (延件数)	160	9	149	2
実人員	92	5	85	2
体外受精	57	4	53	
顕微授精	102	5	95	2
その他	1		1	

(注) 申請のうち、体外受精にも顕微授精にも分類できない場合について、「その他」として計上する。

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成24年3月31日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計		3,812	606	2,995	211
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,010	167	809	34
	仕出し・弁当	287	45	219	23
	旅 館	57	16	29	12
	そ の 他	362	59	294	9
菓子（パンを含む）製造業		172	27	133	12
乳 処 理 業		2		2	
特別牛乳搾取処理業		-			
乳 製 品 製 造 業		5		5	
集 乳 業		-			
魚 介 類 販 売 業		306	57	218	31
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		3	3		
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		4	2		2
食品の冷凍または冷蔵業		13	5	7	1
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		7	3	4	
喫 茶 店 営 業		587	51	530	6
あ ん 類 製 造 業		1		1	
アイスクリーム類製造業		5		5	
乳 類 販 売 業		535	90	411	34
食 肉 処 理 業		13	3	8	2
食 肉 販 売 業		285	48	209	28
食 肉 製 品 製 造 業		1		1	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		1		1	
食 用 油 脂 製 造 業		2		2	
マーガリン又はショートニング製造業		1	1		
み そ 製 造 業		12	2	9	1
し ょ う 油 製 造 業		12	6	5	1
ソ ー ス 類 製 造 業		2	1	1	
酒 類 製 造 業		22	3	19	
豆 腐 製 造 業		13	4	8	1
納 豆 製 造 業		-			
め ん 類 製 造 業		9		8	1
総 菜 製 造 業		62	10	41	11
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		1		1	
食・品の放射線照射業		-			
清 涼 飲 料 水 製 造 業		11		10	1
氷 雪 製 造 業		2	1	1	
氷 雪 販 売 業		7	2	4	1

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成24年3月31日現在）

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計		2,076	465	1,383	228
給食施設	学 校	13	1	9	3
	病 院 ・ 診 療 所	39	9	27	3
	事 業 所	4		4	
	そ の 他	79	16	59	4
乳 搾 取 業		16		16	
食 品 製 造 業		302	51	228	23
野 菜 果 物 販 売 業		290	57	198	35
総 菜 販 売 業		275	103	119	53
菓 子（パンを含む）販 売 業		313	81	214	18
食 品 販 売 業（上記以外）		580	115	396	69
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-			
添 加 物 の 販 売 業		105	20	72	13
氷 雪 採 取 業		-			
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		60	12	41	7

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成24年3月31日現在）

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
計		503	100	347	56
加 工 水 産 物 販 売 業		442	87	310	45
加 工 水 産 物 製 造 業		13	3	7	3
魚 介 類 等 行 商 業		15	7		8
かき作業場	一 類	24	3	21	
	二 類	9		9	

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成23年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	10	40	
		大量製造食品	2	8	
		危険度の高い食品(レトルト食品等)	3	12	
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	2	8	
	飲食店営業	大量調理施設	12	48	
	集団給食	大量調理施設	16	64	
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	34	102	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	23	69	
2回	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	354	708	
	食品販売業	食肉, 魚介類	590	1,180	
	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	32	64	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	258	258	
	飲食店営業	飲食店営業(一般食堂)	1,042	1,042	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設	125	125	
1回/2年	上記以外	飲食店営業(その他)	336	168	
1回/3年	上記以外	喫茶1類,3類	35	11	
1回/4年	上記以外				
1回/5年	上記以外	氷雪, 乳販, 喫茶2類, 加工販, 行商, 上記以外の許可外	3,189	638	
計			6,063	4,545	2,062

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3)ア, イ「監視指導延施設数」との整合性に注意

0.2回	上記以外	加工水産物販売業, 氷雪販売業, 乳類販売業, 喫茶2類, 行商, 上記以外の許可外	336	168	
0.3回	上記以外	喫茶1類,3類	35	11	
0.4回	上記以外				
0.5回	上記以外	飲食店営業(その他)	3,189	638	

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成23年度)

区分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	3,804	1,415	4
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,012	307
	仕出し・弁当	269	193
	旅館	57	16
	その他	353	56
菓子(パンを含む)製造業	171	106	
乳処理業	1	5	
特別牛乳搾取処理業			
乳製品製造業	4	6	
集乳業			
魚介類販売業	297	104	
魚介類競り売り営業	3		
魚肉練り製品製造業	4	10	1
食品の冷凍または冷蔵業	13	5	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	7	11	
喫茶店営業	626	205	
あん類製造業	1		
アイスクリーム類製造業	5	26	2
乳類販売業	537	139	
食肉処理業	14	5	
食肉販売業	280	106	
食肉製品製造業	1	1	
乳酸菌飲料製造業	1		
食用油脂製造業	2		
マーガリン又はショートニング製造業	1	3	
みそ製造業	12	6	
しょう油製造業	12	10	
ソース類製造業	3	1	
酒類製造業	22	4	
豆腐製造業	12	18	
納豆製造業			
めん類製造業	8	4	
総菜製造業	55	47	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	1		
食品の放射線照射業			
清涼飲料水製造業	11	21	
氷雪製造業	2		
氷雪販売業	7		

(注)施設数は、平成23年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成23年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,067	647	5
給食施設	学 校	16	20	
	病 院 ・ 診 療 所	41	13	
	事 業 所	5	1	
	そ の 他	79	41	
乳 搾 取 業		16	2	
食 品 製 造 業		302	77	5
野 菜 果 物 販 売 業		287	109	
総 菜 販 売 業		272	83	
菓 子（パンを含む）販 売 業		310	105	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		577	127	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業				
添 加 物 の 販 売 業		102	31	
氷 雪 採 取 業				
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		60	38	

（注）施設数は、平成23年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成23年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		503	260	5
加 工 水 産 物 販 売 業		442	107	
加 工 水 産 物 製 造 業		13	17	
魚 介 類 等 行 商 業		15	6	
かき作業場	一類	24	95	2
	二類	9	35	3

（注）施設数は、平成23年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成23年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		456	7	
小 計		453	7	
魚 介 類		70	4	大腸菌, その他
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
	生食用冷凍鮮魚介類			
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		44	1	大腸菌
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		17		
乳 製 品		1		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き, マーガリンを含む)				
アイスクリーム類・氷菓		10	2	大腸菌, その他
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		18		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		179		
菓 子 類		29		
清 涼 飲 料 水		30		
酒 精 飲 料				
氷 雪				
水		3		
かん詰・びん詰食品		6		
その他の食品		19		
添加物及びその製剤				
器具及び容器包装		27		
おもちや				
小 計		3		
生 乳				
牛 乳		3		
低 脂 肪 牛 乳				
加 工 乳				
そ の 他 の 乳				

(5) 集団食中毒発生状況

(平成23年)

No	発生日月	発 生 場 所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発 生 要 因
1	平成23年11月13日	東広島市	35	14	0	ヒラメの刺身	クドア・セブテンブクタータ	飲食店	法事会場	提供された仕出し弁当を喫食した者から有症者が発生	クドア・セブテンブクタータの対策不足

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
行政区域内人口		221,375	29,334	183,468	8,573
計	施設数	9	1	4	4
	立入検査件数	8	1	3	4
	計画給水人口	213,599	38,000	164,459	11,140
	現在給水人口	191,396	29,020	153,906	8,470
上水道	施設数	2	1	1	
	立入検査件数	1	1		
	計画給水人口	190,300	38,000	152,300	
	現在給水人口	178,170	29,020	149,150	
簡易水道	施設数	7		3	4
	立入検査件数	7		3	4
	計画給水人口	20,750		9,610	11,140
	現在給水人口	11,506		3,036	8,470
専用水道	施設数	-			
	立入検査件数	-			
	現在給水人口	-			
簡易専用水道	施設数	-			
	立入検査件数	-			
小規模水道	施設数	-			
	立入検査件数	-			

(注1) 行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成23年3月31日現在である。(水道統計による。)

(注2) 施設数は、平成22年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3) 立入検査件数は平成23年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4) 浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5) 市町に事務移譲している専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は、施設数以下に含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(平成23年度)

区分	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
登録頭数	12,026	1,865	9,667	494
	(790)	(104)	(671)	(15)
予防注射頭数	8,455	1,185	6,884	386

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況

(平成23年度)

区 分	施 設 数				立入検査 件数	監視指導率 (%)		
	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町				
計	1,184	235	887	62	257	21.7		
薬局(既存薬局を含む。)	114	22	89	3	61	53.5		
薬局製造販売業(薬局製造業)	8	1	7		6	75.0		
医薬品販売業	小 計	43	5	37	1	35	81.4	
	店 舗 販 売 業	39	5	33	1	33	84.6	
	既 存 一 般 販 売 業	-					-	
	既 存 薬 種 商 等	4		4		2	50.0	
	特 例 販 売 業	小 計	2	-	1	1	1	50.0
		一 般	1			1		0.0
		駅 構 内 売 店	-					-
		歯 科 用 医 薬 品 取 扱 者	-					-
	ガ ス 性 医 薬 品 等 取 扱 者	1		1		1	100.0	
	卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	18		18		11	61.1	
高度管理医療機器等 の 販 売 業 ・ 賃 貸 業	83	14	68	1	38	45.8		
医療機器販売業・賃貸業	876	182	641	53	105	12.0		
温 泉	源 泉	40	11	26	3		0.0	
	利 用 施 設	-					-	

(注) 施設数は、平成24年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成23年度)

区 分	施 設 数				立入検査 件数	監視指導率 (%)	
	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町			
計	158	22	118	18	72	45.6	
製 造 業	8	2	4	2	6	75.0	
輸 入 業	-					-	
販 売 業	小 計	145	20	109	16	65	44.8
	一 般	111	16	88	7	51	45.9
	農 業 用 品 目	34	4	21	9	14	41.2
	特 定 品 目	-					-
業 務 上 取 扱 者	小 計	5	-	5	-	1	20.0
	電 気 め っ き 事 業	-					-
	金 属 熱 処 理 事 業	-					-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	5		5		1	20.0
し ろ あ り 防 除 事 業	-					-	

(注) 施設数は、平成24年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成23年)

区 分	施設数等				立入検査 件数	監視指導率(%)	
	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町			
計	1,119	177	903	39	194	17.3	
麻 薬	小 計	205	35	163	7	59	28.8
	家庭麻薬製造業者	-					-
	卸 売 業 者	2		2		3	150.0
	小 売 業 者	92	17	72	3	40	43.5
	病 院	19	4	15		15	78.9
	一 般 診 療 所	76	13	59	4	1	1.3
	歯 科 診 療 所	-					-
	飼育動物診療施設	13	1	12			0.0
	研 究 者	3		3			0.0
大麻	研 究 者	-					-
向 精 神 薬	小 計	462	71	375	16	68	14.7
	卸 売 業 者	-					-
	免許みなし卸売販売業者	10		10		4	40.0
	免許みなし薬局	119	24	92	3	47	39.5
	小 売 業 者	-					-
	病 院	20	4	16		16	80.0
	一 般 診 療 所	177	26	142	9	1	0.6
	歯 科 診 療 所	103	15	84	4		0.0
	飼育動物診療施設	29	2	27			0.0
覚 せ い 剤	小 計	-	-	-	-	-	-
	施 用 機 関	-					-
	研 究 者	-					-
覚 せ い 剤 原 料	小 計	452	71	365	16	67	14.8
	取 扱 者	4		4		3	75.0
	薬 局	119	24	92	3	47	39.5
	病 院・診 療 所	300	45	242	13	17	5.7
	飼育動物診療施設	29	2	27		0	0.0
研 究 者	-					-	

(注1) 施設数は、平成23年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成23年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験		6	0	
定 量 試 験	無 水 カ フ ェ イ ン	2	0	
	d ト カ ン フ ル	2	0	
	イ ン ド メ タ シ ン	2	0	
	塩 酸 ピ リ ド キ シ ン	2	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(平成23年度)

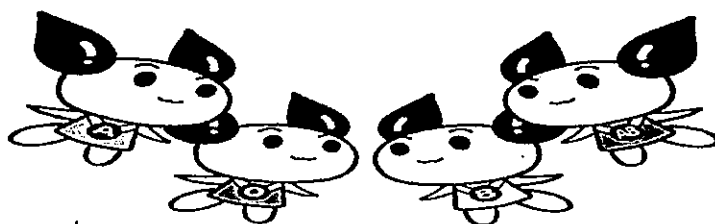
検 査 項 目	試験検査数	不適件数
ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	4	0
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	3	0
メ タ ノ ー ル	3	0
ト リ ブ チ ル 錫 化 合 物	3	0

(6) 献血状況

(平成23年度)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
受 付 者 数		6,896	957	5,777	162
献 血 者	計	5,497	774	4,579	144
	2 0 0 m L	148	37	110	1
	4 0 0 m L	5,349	737	4,469	143

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	来所相談指導件数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
						行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	33	99	2	7	(674) 45	-	-	-
	法による届出	32	94		7	(674) 45			
	条例による届出	1	5						
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-		(-)	-	-	-	
	法による届出								
一般粉じん	計	16	114	2	2	(-)	-	-	
	法による届出	8	87						
	条例による届出	8	27	2					
特定粉じん	計	5	-		5	(5) 3	-	-	
	発生施設届出								
	排出等作業届出	5		5	(5) 3				
ダイオキシン類	法による届出	1	2	1					
水質汚濁	計	167	-	5	10	26	1	-	
	法による届出	143	-		10	26	1		
	条例による届出	24	-						
	法による許可	79	-		27	15	10		

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成23年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成24年3月31日現在)

区分	許可数(総数)	来所相談指導件数	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立入検査延件数	行政処分件数(許可取消改善命令等)	行政指導件数
土壌汚染対策	計	-	-	45	2	1	-
	汚染土壌処理業	-					
	法による届出		48		21	2	1
	法による申請						
	条例による報告			24			
化学物質対策	条例に基づく指導						

(注)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成23年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	登 録 数	来 所 相 談 指 導 件 数	新 規 登 録 数	立 入 検 査 延 件 数	改 善 命 令 等 件 数	
					行 政 指 導	改 善 命 令
第 一 種 フ ロ ン 類 回 収 業 事 業 者 数	26	2	3	1		

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成23年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成23年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本 年 度 発 生 分	ば い 煙 (カスを含む)	粉 じ ん	水 質 汚 濁	騒 音 振 動	廃 棄 物	悪 臭	そ の 他
計	14	-	14	-	-	-	-	13	-	1
	(調査指導延件数)		(53)					(51)		(2)
処 理 済	14		14					13		1
翌年度へ繰越	-									

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成23年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現 場 調 査	そ の 他
対 応 件 数	24	19	5

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覽表

(平成24年3月31日現在)

区 分		市 町	総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
酸化物 硫黄	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法		5 (3)	3 (1)	1 (1)	1 (1)
	簡易測定法		21 (-)	8	13	
	酸化物 窒素	吸光光度法又は 化学発光法	6 (4)	3 (1)	2 (2)	1 (1)
	簡易測定法		18 (-)	5	13	
一酸化炭素			- (-)			
光化学オキシダント			4 (4)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
浮遊粒子状物質			17 (4)	1 (1)	15 (2)	1 (1)
微小粒子状物質			- (-)			
炭化水素			1 (1)	1 (1)		
降下ばいじん			7 (-)	6	1	
浮遊粉じん			- (-)			
風向	風速		4 (4)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
温湿	湿度		1 (1)	1 (1)		
日射量			1 (1)	1 (1)		

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成23年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	東広島	-							
	本郷・河内	-							
	竹原	1					1		
	大崎	-							
注意報	東広島	-							
	本郷・河内	-							
	竹原	-							
	大崎	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量, 窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注意報	0.12 以上	" " 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成23年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 沼 を 含 む (湖 沼 を 含 む)	6河川, 21地点	12
		沼田川:入野川, 入野川下流, 椋梨川, 椋梨貯水池	
		黒瀬川:三永貯水池入口, 高尾, 温井川, 古河川2, 松坂川, 樋の詰橋, イラスケ川, 三永貯水池, 貯水池下流	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口, 朝日橋	
濁	海 域	安芸津・安浦地先3地点, 燧灘北西部8地点	12
	海 水 浴 場	大串海水浴場	2
大 気 汚 染	地 下 水	東広島市3地点	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川水系2地点	1
	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校	12
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 広島県東広島庁舎	1
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校, 竹原高校	2
	水 質	入野川(20-3-5)	1
	底 質		
	土 壌	八本松中学校	1

廃棄物対策

(1) 産業廃棄物処理業許可状況

(平成24年3月31日現在)

区分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	353	3	22	36	5	193	1	5	27	2	3
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	299	2	22	29	3	167	1	5	21	2	3
うち積替え保管を含むもの('a)	25	1	1	1							
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	54	1		7	2	26			6		
中間処理業(c)	50	1		6	2	24			6		
中間処理・最終処分業(d)	3			1		1					
最終処分業(e)	1					1					
産業廃棄物 A											
小計 (a + b)	305	2	20	31	5	161	1	4	24	2	2
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	258	1	20	24	3	138	1	4	19	2	2
うち積替え保管を含むもの('a)	22	1	1	1							
処分業 (b ; b = c + d + e)	47	1		7	2	23			5		
中間処理業(c)	43	1		6	2	21			5		
中間処理・最終処分業(d)	3			1		1					
最終処分業(e)	1					1					
特別管理産業廃棄物 B											
小計 (a + b)	48	1	2	5		32		1	3		1
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	41	1	2	5		29		1	2		1
うち積替え保管を含むもの('a)	3										
処分業 (b ; b = c + d + e)	7					3			1		
中間処理業(c)	7					3			1		
中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)											

(記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。

2 平成23年度末時点の所管業者の許可件数及び平成23年度に許可した各種許可件数等を記入すること。

(2) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業 者 数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件数	変更許可 件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	130	3	1	-		9
フロン類回収業	63	1		-		4
解 体 業	16		1	-		4
破 碎 業	8					4
合 計	217	4	2	-	-	21

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(3) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成24年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち 巡回	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	49	1	48	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	22	1	5	
中間 処 理 施 設 数	小計		36	1	35	-	-	-	-	-	1	1	3	17	1	2	
	汚泥	脱水	3		3	-											
		乾燥	-														
		天日乾燥	-														
		焼却	2		2	-								2		1	
	廃油	油水分離	-														
		焼却	1	1		-					1		3		1		
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-														
		破砕	5		5	-											
	廃プラスチック類	焼却	-														
		破砕	24		24	-								11			
	木くず・が れき類	破砕	24		24	-								11			
		焼却	1		1	-						1		4	-	1	
	その他	破砕	-														
焼却		-															
最終 処 分 場 施 設 数	小計		13	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	3	
	安定型		9		9	-								3		1	
	管理型		4		4	-								2		2	
PCB廃棄物保管事業所		152	152		-								141		-	-	
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成23年度の状況である。

(4) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成23年度)

事業番号	調査等延べ件数	調査等延べ件数	分析検体数	指導			件数		指導内容		
				命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数
1	7	7	-			1			1	1	
2	1	4	-								
3	53	113	36			1		2	3	3	
4	1	1	1								
5	11	42	42								
6	5	44	-						2	2	
7	5	10	8								
8	27	27	-				2	6	6	6	
9	23	24	-					1	3	3	
10	3	12	12								
11	1	7	-								
12	24	24	-								
13	1	4	-								
14	1	4	-								
15	44	100	-				3	3	8	11	
16	3	3	-				1	1	2	2	
17	6	10	7				1		1	1	
18	1	1	-								
19	115	244	-								
20	3	3	-								
21	4	6	-								
合計	356	707	68				9	13	17	30	30

(記入要領)
 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業廃棄物立入検査に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
 2 産業廃棄物立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
 4 許可(変更許可)申請指導件数には、変更届に係るものも含むこと。

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成24年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
連 携 の た め の 団 体	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	地域保健対策協議会
	東広島市歯科衛生連絡協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113	082-423-0160	歯科衛生連絡協議会
	竹原・豊田地区歯科衛生連絡協議会	725-0301	豊田郡大崎上島町中野1737-1(会長宅)	0846-64-4012	
	HIV感染症予防対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	
	東広島市保健対策推進協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113	082-422-3630	健康づくり推進協議会
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35	0846-22-2270	民生委員児童委員協議会
	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0932	
	大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0301	
	竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5竹原市ふくしの駅内	0846-22-5131	社会福祉協議会
	東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108総合福祉センター内	082-423-2800	
	東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾555-1特別養護老人ホームさくら園内	0823-82-2026	
	東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1福祉保健センター内	082-435-2247	
	東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1保健福祉センター内	082-432-2083	
	東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1232-4福祉センター内	082-437-0145	
	東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	豊田郡安芸津町三津4398文化福祉センター内	0846-45-0201	
	大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9保健福祉センター内	0846-62-1718	
大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7老人福祉センター内	0846-64-4178		
大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1保健福祉センター内	0846-65-2210		
職 能 団 体	社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113	082-422-3810	医師会
	竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央三丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	
	賀茂東部医師会	739-2313	東広島市豊栄町清武10長谷川医院内	082-432-2222	
	豊田郡医師会	725-0403	豊田郡大崎上島町中野1608-5寺元医院内	0846-64-2093	
	社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113	082-423-0160	歯科医師会
	竹原・豊田歯科医師会	725-0301	豊田郡大崎上島町中野1737-1(好中歯科医院内)	0846-64-4012	
	東広島薬剤師会	739-0043	東広島市西条西本町2-60(東広島薬局内)	082-423-5185	薬剤師会
	広島県薬剤師会竹原支部	725-0026	竹原市中央2丁目14-13(井上薬局内)	0846-22-9177	
	(社)広島県医薬品登録販売者協会広島東支部	735-0014	安芸郡府中町柳ヶ丘76-18(支部長宅)	082-282-3207	医薬品登録販売者協会
	東広島地域在宅看護職の会	739-0152	東広島市八本松町吉川6(会長宅)	082-429-1017	
	東広島地域活動栄養士会	739-2114	東広島市高屋町白市888-197(代表宅)	082-439-2028	栄養士会
	(社)広島県歯科衛生士会東広島地区会	739-0142	東広島市八本松東6-11-9(地区会長宅)	082-428-8737	歯科衛生士会
竹原・豊田地区地域歯科衛生士会	729-2317	竹原市忠海東町5-25-4(会長宅)	0846-26-3234		
広島県獣医師会東広島支部	739-0268	東広島市志和町志和西362	082-433-0791	獣医師会	
広島県獣医師会豊田支部	729-0412	三原市本郷町本郷3500-145あかい動物病院内	0848-86-2299		
竹原調理師会	729-2316	竹原市忠海中町3-2-12	0846-26-2659	調理師会	

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
職 能 団 体	広島県料理業生活衛生同業組合東広島支部	739-0047	東広島市西条下見6-6-23(事務局)	082-422-1860	料理業生活衛生同業組合
	広島県料理業生活衛生同業組合竹原支所	725-0026	竹原市中央5丁目6-28竹原商工会議所内(事務局)	0846-22-2424	
	広島県理容生活衛生同業組合東広島支部	739-0021	東広島市西条町寺家6356-1(支部長)	082-422-7971	理容生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合竹原支部	725-0026	竹原市中央3丁目16-1(支部長)	0846-22-0602	
	広島県美容生活衛生同業組合賀茂支部	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾2379-1(支部長)	08466-6-3547	理容生活衛生同業組合
	広島県美容生活衛生同業組合竹原支部	725-0021	竹原市竹原町3567-7(支部長)	0846-22-9399	
	広島県クリーニング生活衛生同業組合西条支部	739-2125	東広島市高屋町中島452-3(支部長)	082-434-0681	理容クリーニング生活衛生同業組合
	広島県クリーニング生活衛生同業組合竹原支部	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4053-1(支部長)	0846-64-3745	
	竹原安芸津地区旅館組合	725-0021	竹原市竹原町3691(支部長)	0846-22-2790	ホテル旅館生活衛生同業組合
	東広島ホテル旅館組合	739-0011	東広島市西条本町17-13(支部長)	082-421-3111	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合島しょ支部	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4113-1(支部長)	0846-64-2007	
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	食品衛生協会
	竹原地域食品衛生協会	725-0011	竹原市下野町字東上条2794-18	0846-22-8038	
	自 主 組 織	竹原市食生活改善推進委員会	725-0026	竹原市中央3丁目14-1	0846-22-7157
大崎上島町食生活改善推進員協議会		725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0330	
竹原市公衆衛生推進協議会		725-8666	竹原市中央5丁目1-35竹原市役所まちづくり推進課内	0846-22-7734	公衆衛生推進協議会
東広島市公衆衛生推進協議会		739-0014	東広島市西条栄町8-29東広島市役所廃棄物対策課内	082-420-0926	
大崎上島町公衆衛生推進協議会		725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町保健衛生課内	0846-62-0300	
竹水会(竹原地区)		725-0023	竹原市田ノ浦3丁目2-6障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440	
ふれあい家族会(旧賀茂郡北部4町)		739-2316	東広島市豊栄町安宿279-1 会長宅	082-432-3564	精神障害者家族会
賀茂台地断酒会		739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾1139-6 会長宅	0823-82-0806	
芸南断酒会(竹原地区)		725-0025	竹原市塩町2丁目18-3 会長宅	0846-22-4909	断酒会等
AA白壁グループ		739-0015	東広島市西条栄町10-27栄町ビル3F山崎神経科内科医院内	082-421-1480	
やすらぎ会		739-0003	東広島市西条町土与丸1108東広島市社会福祉協議会	082-423-2800	認知症高齢者家族の会
竹原認知症の人を支える家族の会		725-0026	竹原市中央3丁目13-5竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	
精神ボランティアぶどうの会		725-0026	竹原市中央3丁目13-5竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	精神保健福祉ボランティアグループ
広島県覚せい剤等薬物乱用防止指導員東広島地区協議会		739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911	覚せい剤等薬物乱用防止指導員地区協議会
AHPの会	739-0041	東広島市西条町寺家5579-2 代表者宅	082-423-8796	難病患者・家族会	



広島県

西部東厚生環境事務所

西部東保健所

平成24年9月

〒739-0014 広島県東広島市西条昭和町13番10号

電話 (082) 422-6911 (代表)